

平成30年度
下関市介護保険サービス事業者集団指導

《 共 通 編 》

資 料

下関市福祉部介護保険課

〔 目 次 〕

1．自己点検表の提出について.....	1
2．介護職員処遇改善実績報告書の提出等について.....	2
3．メールアドレスの登録について.....	4
4．介護保険サービス事業者指定時等の他法令の遵守について.....	5
5．新規指定（許可）時の社会保険及び労働保険の加入状況の確認について.....	8
6．業務管理体制の整備に関する届出について.....	12
7．平成29年度に実施した監査について.....	15
8．介護保険制度に係る質問がある場合、下関市にはどのように問い合わせるのか？.....	17
9．介護保険サービス事業者関係通知集のホームページ掲載について.....	18
10．利用者負担割合の見直しに係る運営規程等の変更について.....	19
11．福祉サービス第三者評価事業に関連した介護保険制度見直しについて.....	20
12．介護支援専門員証について.....	21
13．常勤換算の計算はどのように行うのか？.....	35
14．交通マナーの遵守について.....	38
15．介護保険施設等における防災対策について.....	39
16．運営推進会議等の開催方法等について.....	42
17．介護保険事故報告について.....	45
18．事故報告に係る留意事項について.....	47
担当者名簿.....	51
利用者負担割合の変更について【介護保険課給付係】.....	52
介護職のイメージ刷新等による人材確保対策強化事業について【介護保険課庶務係】.....	54
平成30年度介護報酬改定を踏まえた介護予防・日常生活支援総合事業において国が定める単価の見直しについて【長寿支援課】.....	55
介護予防・日常生活支援総合事業に係るQ & A【長寿支援課】.....	58
【生活保護法に基づく一般指導】生活保護法による指定介護機関の皆様へ【生活支援課】.....	61
下関市介護人材確保・空き家有効活用共同支援事業について【住宅政策課、介護保険課】.....	63
山口県長寿社会課よりお知らせ.....	66
下関労働基準監督署よりお知らせ.....	70

1. 自己点検表の提出について

自己点検表については、点検項目ごとに内容を確認することにより、基準等の理解を促進するとともに自らチェックを行うことをその趣旨としており、毎年度、下関市に所在する介護保険サービス事業者の皆様には、チェックした自己点検表の提出をお願いしております。

つきましては、平成30年7月末から8月初め頃に平成30年度「自己点検表」を、下関市ホームページに掲載いたしますので、必要な様式をダウンロードし、**平成30年8月23日(木)までに**提出をお願いいたします。

なお、自己点検表の作成時には、**<自己点検に当たっての留意事項>**をご覧ください、特に指示がない場合は平成30年7月1日時点での状況を、また**加算・減算等の算定状況については前回基準日(平成29年7月1日)からおおむね1年間の状況に基づき**、点検してください。

市の実地指導の際には、ご提出いただいた「自己点検表」により、介護保険事業の実施状況を確認させていただきます。

様 式

平成30年度「自己点検表」

〔ホームページ掲載場所〕

下関市ホームページトップページ (<http://www.city.shimonoseki.lg.jp/>)

事業者の方へ

保健・福祉

介護保険

加算手続き・各種申請様式

平成30年度「自己点検表」について

提 出 先

下関市福祉部介護保険課事業者係

住 所 〒750-0006

下関市南部町21番19号 下関商工会館4階

提出部数

1部(メールは不可)

2. 介護職員処遇改善実績報告書の提出等について

実績報告書の提出期限について

介護職員処遇改善加算を算定した事業者の方は、どのような賃金改善を実施したか等について報告して頂く必要があります。(H30.6.6 市ホームページ掲載済)

平成29年度分の実績報告書の提出期限は平成30年7月31日(火)です。

「提出時チェックシート」にて報告内容を十分確認のうえ、介護職員ごとの支給明細書等、添付漏れのないようお願いします。

注意

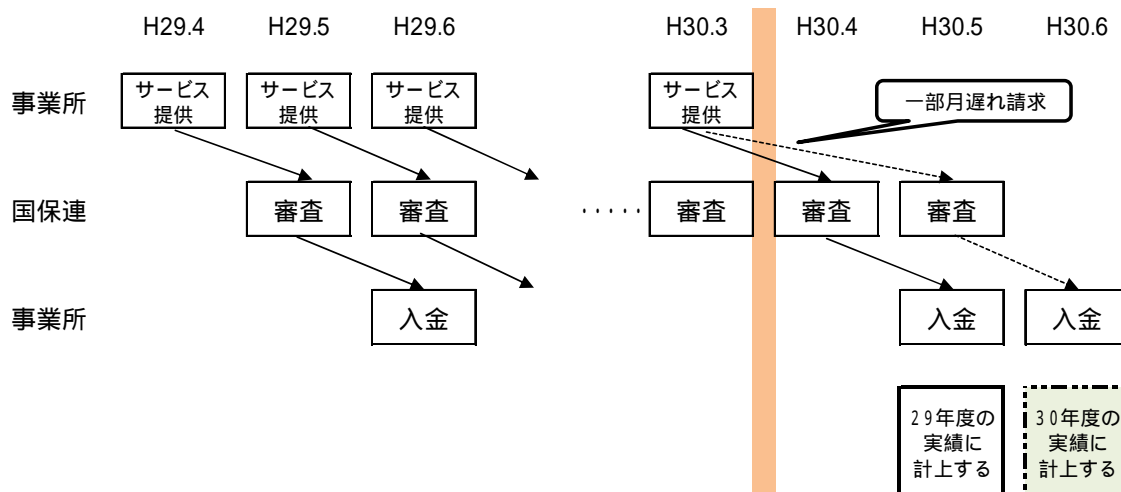
実績報告の提出がない場合や、実績報告における虚偽の記載、介護職員処遇改善加算の請求に関して不正を行った場合には、支払われた介護給付費の返還を求められることや介護保険サービス事業者の指定が取り消される場合があります。

必ず期限内に実績報告書の提出を行ってください。

処遇改善加算の月遅れ請求の取り扱いについて

実績報告書中、「平成29年度分介護職員処遇改善加算総額」には、平成29年4月～平成30年3月サービス提供分までの加算総額(利用者負担分を含む)を記入します。区分支給限度基準額超過分に係る加算が発生した場合はその加算額も含む。

ただし、平成30年3月サービス提供分の月遅れ請求は含みません。つまり、国保連における平成29年5月～平成30年4月審査分(平成29年6月～平成30年5月入金分)までの加算総額(利用者負担分を含む)を記入することとなります。



なお、賃金改善額が加算総額を上回ることが加算の算定要件となっていますので、現時点で賃金改善額が加算総額を下回っている場合は、一時金等で早急に支給されるようお願いいたします。

加算対象職種について

加算の対象となる具体的な職種は、次頁に示す一覧表のとおりです。

サービス種類	人員基準上の職種名
(介護予防)訪問介護	訪問介護員等(サービス提供責任者を含む)
(介護予防)訪問入浴介護	介護職員
(介護予防)通所介護	介護職員
(介護予防)通所リハビリテーション	介護職員
(介護予防)短期入所生活介護	介護職員
(介護予防)短期入所療養介護(老健・病院等)	介護職員
(介護予防)特定施設入居者生活介護	介護職員
介護老人福祉施設	介護職員
介護老人保健施設	介護職員
介護療養型医療施設	介護職員
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	訪問介護員等(オペレーターのみに従事する場合は除く)
夜間対応型訪問介護	訪問介護員等(オペレーター、面接相談員のみに従事する場合は除く)
地域密着型通所介護	介護職員
(介護予防)認知症対応型通所介護	介護職員
(介護予防)小規模多機能型居宅介護	介護従業者(看護師、准看護師のみに従事する場合は除く)
(介護予防)認知症対応型共同生活介護	介護従業者
地域密着型特定施設入居者生活介護	介護職員
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	介護職員
看護小規模多機能型居宅介護	介護従業者(看護師、准看護師のみに従事する場合は除く)


3. メールアドレスの登録について

各事業所のメールアドレスの登録については、災害発生時を想定した緊急連絡先等の情報整理に関する厚生労働省からの指導を受け、昨年の集団指導にて、サービス種別を問わず市内全事業所に対し登録をお願いしたところです。

災害などの緊急非常時への備えはもとより、介護保険課からの情報提供や調査等実施する際の迅速な連絡手段として活用できるよう、引き続き整備を進めております。

メールアドレスの登録がまだお済みではない事業所については、以下様式にて速やかに届出を行うこととし、今後、電話番号、FAX番号、メールアドレスに変更が生じた場合は、遅滞なく報告のうえ、常時連絡が可能な体制を整えていただきますようお願いいたします。

連絡票様式は、市ホームページにおける各種届出の様式と同ページ内「その他の様式」よりダウンロードしてください。

平成 年 月 日	
電話番号・FAX番号・メールアドレス変更連絡票	
下関市福祉部介護保険課事業者係 行	
FAX番号 083-231-2743	
E-mailアドレス kaigojigyo@city.shimonoseki.yamaguchi.jp	
担当者	_____
電話	_____
FAX	_____
	下記の介護保険サービス事業所等の連絡先が変更となりましたので、お知らせします。
<事業所名>	
<サービス種別>	
<事業所番号>	
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	
※ 複数の事業所等で、同じ電話番号、FAX番号、メールアドレスの場合は、事業所名、サービス種別、事業所番号の欄に該当する事業所名等をすべて記載してください。	

4. 介護保険サービス事業者指定時等の他法令の遵守について

介護保険サービスの提供を事業所又は施設で行う場合、災害発生時等に利用者へ危害が及ぶおそれがあるため、下関市では平成24年4月の権限移譲以降、新規指定申請時、増築（改築）時、移転時及び指定更新申請時に、消防法、建築基準法に適合しているかどうか確認を行うよう指導し、確認に必要な書類の提出をお願いしております。

事業所又は施設で調理し食事を提供する場合には、あわせて食品衛生法上必要な書類の提出もお願いしておりますので、遺漏なきようよろしくお願いいたします。

1. 指導対象サービス事業

【居宅サービス】	【施設サービス】	【地域密着型サービス】
通所介護 通所リハビリテーション（みなし指定以外）（ ） 短期入所生活介護（ ） 短期入所療養介護（みなし指定以外）（ ） 特定施設入居者生活介護（ ）	介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設 介護医療院	地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護（ ） 小規模多機能型居宅介護（ ） 認知症対応型共同生活介護（ ） 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 看護小規模多機能型居宅介護

（ ）は介護予防サービスを含む。

2. 確認が必要な法令

(1) 消防法

火災の早期発見、通報、初期消火、迅速かつ安全な避難を行わせるため、建築物の使用用途、面積により、消火器や自動火災報知設備等の消防用設備の設置が義務付けられております。新規指定申請時、増築（改築）時、移転時及び指定更新申請時に、下記のいずれかの書類をご提出ください。

特に、新規指定申請、増築（改築）及び移転を検討される場合は、必ず申請前に所管の消防署にご確認ください。

必要書類	内容	備考
消防用設備等検査済証の写し	消防法（昭和23年法律第186号）の規定に基づき、消防用設備等について検査を受けたことを証明する「消防用設備等検査済証」の写し	
所管の消防署からの指導（又は協議）内容	の交付対象ではない場合、当該建築物を介護保険サービス事業所（施設）として使用するにあたり、所管の消防署から指導を受けた内容（又は協議した内容）を記載した任意の様式	法人が作成して差し支えない

(2) 建築基準法

建築物の使用用途により、防火・避難関係の規定が異なります。介護保険サービス事業に使用する建築物が、建築基準関係規定に定める要件を備える建物であるかを建築士等に確認のうえ、新規指定申請時、増築（改築）時、移転時及び指定更新申請時に、下記のいずれかの書類をご提出ください。

特に、新規指定申請、増築（改築）及び移転を検討される場合は、必ず申請前に建築士等にご確認ください。

必要書類	内容	備考
建築基準法の規定による確認済証の写し	建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定に基づき、当該建築物を介護保険サービス事業所（施設）として使用するにあたり建築基準関係規定に適合するものであることについて確認を受けたことを証明する「確認済証」の写し	必要に応じて「検査済証」の提出を求める場合があります。
一級建築士若しくは二級建築士による用途等の確認	の交付対象ではない場合、当該建築物を介護保険サービス事業所（施設）として使用するにあたり、建築基準関係規定に適合するものであることについて一級建築士若しくは二級建築士により確認された、という内容の任意様式	法人若しくは左記建築士が作成して差支えない 山口県指定の事業所における改築（増築）又は更新申請時には作成努力義務とする

(3) 食品衛生法

事業所又は施設で調理し食事を提供する場合には、食品衛生法に関する許可等が必要となりますので、新規指定申請時、増築（改築）時、移転時及び指定更新申請時に、下記のいずれかの書類をご提出ください。

特に、新規指定申請、増築（改築）及び移転を検討される場合は、調理場が食品衛生法関係規定に適合する必要がありますので、事前に下関市立下関保健所生活衛生課へお問い合わせください。

必要書類	内容	備考
食品衛生許可証の写し	食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条の規定に基づき営業の許可がなされたことを証明する「食品衛生許可証」の写し	
給食開始届の（受理）証明書	下関市食品衛生法施行細則（平成17年規則第160号）第13条の規定に基づき給食の開始を届け出たことの証明書	下関市立下関保健所にて発行可能

各関係箇所へは必ず事前に電話等で照会（必要に応じて訪問の予約）を行ってください。

3. その他

都市計画法関係規定により、建築物の使用用途又は敷地面積によっては建築等の許可を受けられない場合があります。

今後新たに指定または移転を計画される事業者の皆様におかれましては、その場所にかかる制限を予め下記のホームページにてご確認のうえ、建築士等にご相談ください。

- ・ 下関市都市計画情報システム

<http://www2.wagamachi-guide.com/shimonoseki/>

5. 新規指定（許可）時の社会保険及び労働保険の加入状況の確認について

厚生労働省からの通知により、引き続き周知の依頼がありましたのでお知らせします。

社会保険及び労働保険（以下「社会保険等」）については、厚生年金保険法等により事業主に加入が義務付けられています。社会保険等の制度の健全な運営や労働者の福祉の向上、さらには介護サービス事業者の法令遵守の観点からも、下関市の新規指定（許可）時に加入状況の確認を行う場合がありますので御協力をお願いいたします。

なお、下関市において事業者の社会保険等の加入状況を確認する場合には、市ホームページで周知させていただきます。

次ページ以降に、厚生労働省のリーフレット（一部抜粋）を添付しますので御確認ください。

厚生労働省のリーフレット（全体）には「よくあるご質問」が掲載されています。市ホームページの以下の場所からご参照いただけます。

〔ホームページ掲載場所〕

下関市ホームページトップページ（<http://www.city.shimonoseki.lg.jp/>）

事業者の方へ
保健・福祉
介護保険

掲載から一定期間経過後、ここからさらに「お知らせ」等のカテゴリに格納する場合があります。

【長寿支援課・介護保険課よりお知らせ】社会保険制度及び労働保険制度の周知について

別添

社会保険（厚生年金保険・健康保険）への 加入手続きはお済みですか？

加入義務について

○次の事業所は、厚生年金保険・健康保険への加入が**法律で義務づけられています。**（強制適用事業所）

すべての法人事業所
（被保険者1人以上）

個人事業所
（常時従業員を5人以上雇用している）

※法人事業所であっても、学校法人の事業所は私立学校職員共済制度に加入することになります。
※製造業、鉱業、電気ガス業、運送業、貨物積卸し業、物品販売業、金融保険業、保管賃貸業、媒体幹旋業、集金案内広告業、清掃業、土木建築業、教育研究調査業、医療事業、通信報道業、社会福祉事業の16業種については、常時従業員を5人以上雇用している個人事業所も対象となります。（サービス業の一部、農林業、水産業、畜産業、法務などの事業所は対象となりません。）
※強制適用事業所以外の事業所でも、一定の条件を満たせば厚生年金保険・健康保険に加入することができます。（任意適用事業所）

○厚生年金保険・健康保険は、**会社（事業所）単位で適用となります。**
○適用事業所に使用される人で、以下に該当する人は、すべて厚生年金保険・健康保険の被保険者となります。

- ① 正社員、法人の代表者、役員の場合
- ② (a)週の所定労働時間が20時間以上、
(b)勤務期間が1年以上見込まれること、
(c)月額賃金が8.8万円以上、
(d)学生以外、
(e)従業員501人以上の企業に勤務、
以上の5つの要件を全て満たす方の場合

被保険者の要件を満たしています。
直ぐに年金事務所に相談しましょう。

- ③ パートタイマー・アルバイト等であって、週30時間未満であっても、同じ会社（事業所）の正社員の1週間の所定労働の4分の3以上働いている方の場合
(例：正社員が週40時間働いている場合に週30時間以上働いている方)

被保険者の要件を満たす場合があります。

○適用要件や加入手続き等に関するお問い合わせ先（日本年金機構）
<https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/>

社会保険に加入するメリットは？

①保険料の半分は会社が負担します

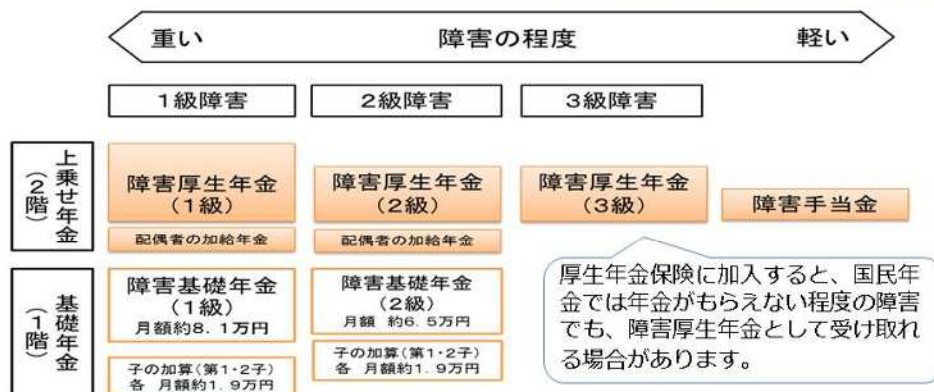
- 厚生年金保険や健康保険の保険料は、**会社と被保険者が半分ずつ負担します。被扶養者の方の保険料負担はありません。**

②老齢年金の給付額が増えます

- 厚生年金保険に加入すると、その期間分の国民年金と厚生年金保険の両方の給付があるため、**給付額が増えます。**

③障害年金の給付が充実

- 厚生年金保険に加入すると、障害を負ったときの**障害年金の給付額が増えます。**



④遺族年金の給付が充実

- 国民年金に加入すると、加入者が万一お亡くなりになった場合に遺族基礎年金が支給されますが、子どもが18歳になるまでの給付となります。
- 厚生年金保険に加入すると、なくなられた方の配偶者は、**生涯、遺族厚生年金の給付が受けられるので安心です。**

⑤医療保険（健康保険）の給付が充実

- 健康保険に加入すると、ケガや出産によって仕事を休まなければならない場合に、**賃金の3分の2程度の給付があります。**
(傷病手当金、出産手当金)

労働保険（労災保険・雇用保険）への 加入手続はお済みですか？

加入義務について

◆ 次の事業場は、労働保険への加入が法律で義務づけられています。（強制適用事業場）

常勤、パート、アルバイト、派遣等の名称や雇用形態にかかわらず、
労働者を1人でも雇っている事業場は加入義務があります。

※ 5人未満の労働者を使用する個人経営の農林水産の事業については、強制適用事業場から除かれています。
※ 強制適用事業場以外の事業場でも、要件を満たせば労災保険と雇用保険に加入することができます。（任意加入制度）

労働者とは、職業の種類にかかわらず、事業に使用される者で、
労働の対価としての**賃金が支払われる者**のことをいいます。

短時間労働者（パート、アルバイト等）について

労災保険は、短時間労働者を含む全ての労働者が対象となりますが、
雇用保険は、一定の条件を満たさない短時間労働者は対象とならないことがあります。

※その他、法人の役員、同居の親族、高校・大学等の昼間学生等には、労災保険・雇用保険の対象とならない者もいます。

労働保険に加入するメリットは？

◆ お支払いいただいた労働保険料は、労災保険と雇用保険で次のように使われています。

労災
保険

労働者が仕事（業務）や通勤が原因で負傷した場合、また、
病気になった場合や亡くなった場合に、**被災労働者や遺族を保護**する
ための給付等を受けられます。

雇用
保険

労働者が失業した場合や働き続けることが困難になった場合、
また自ら教育訓練を受けた場合に、**生活・雇用の安定と
就職の促進**を図るための給付等を受けられます。

◆ 保険料の負担について

労働保険料のうち、**労災保険分は全額事業主負担、
雇用保険分は事業主と労働者双方の負担**になります。

労働保険料は、労働者に支払う賃金の総額と保険料率（労災保険率+雇用保険率）から決まります。

※ 労災保険率および雇用保険率が事業の種類ごとに定められているため、労働保険料は事業の種類
により異なります。

○ 適用要件や加入手続等に関するお問い合わせ先（都道府県労働局）
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/pref.html

6. 業務管理体制の整備に関する届出について

介護保険法により、介護保険サービス事業者には、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられています。事業者が整備すべき業務管理体制は、指定又は許可を受けている事業所又は施設の数に応じて定められています。

事業所ごとではなく、法人（事業者）がその従業者に法令を遵守させるための体制を整備するものです。

業務管理体制は、事業者自らがそれぞれの組織形態や規模に見合った合理的な体制を整備するものです。単に法令に定める義務付けの内容を整備・届出することが目的ではなく、事業者自らが法令遵守に取り組む体制を整備する仕組みを構築することが本来の趣旨です。

法令遵守の実践の成否は、経営者や法令遵守責任者にかかっています。事業運営に責任のある経営者等が、法令等遵守に対する責任をしっかりと持ち、事業の適正な運営に取り組むことが重要です。

(1) 事業者が整備する業務管理体制

			業務執行の状況の監査
		法令遵守規程の整備	法令遵守規程の整備
法令遵守責任者の選任	法令遵守責任者の選任		法令遵守責任者の選任
事業所等の数 20未満	20以上100未満		100以上

- ・「事業所の数」＝介護保険サービス事業者が指定又は許可を受けている事業所又は施設の数
(注1)事業所の数には、介護予防サービス事業所も1事業所としてカウントします。みなし事業所(医療機関が行う居宅サービス(居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリ、通所リハビリ))は除外します。
(注2)総合事業における介護予防・生活支援サービス事業は、事業所等の数から除いてください。

「法令遵守責任者」とは

法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者のことです。

- ・介護保険サービス事業者(法人)で1名を選任してください。
- ・何らかの資格等を要するものではありません。

「法令遵守規程」とは

業務が法令に適合することを確保するための規程のことです。

- ・事業者の従業員に少なくとも法及び法に基づく命令を遵守させるための内容を盛り込む必要があります。

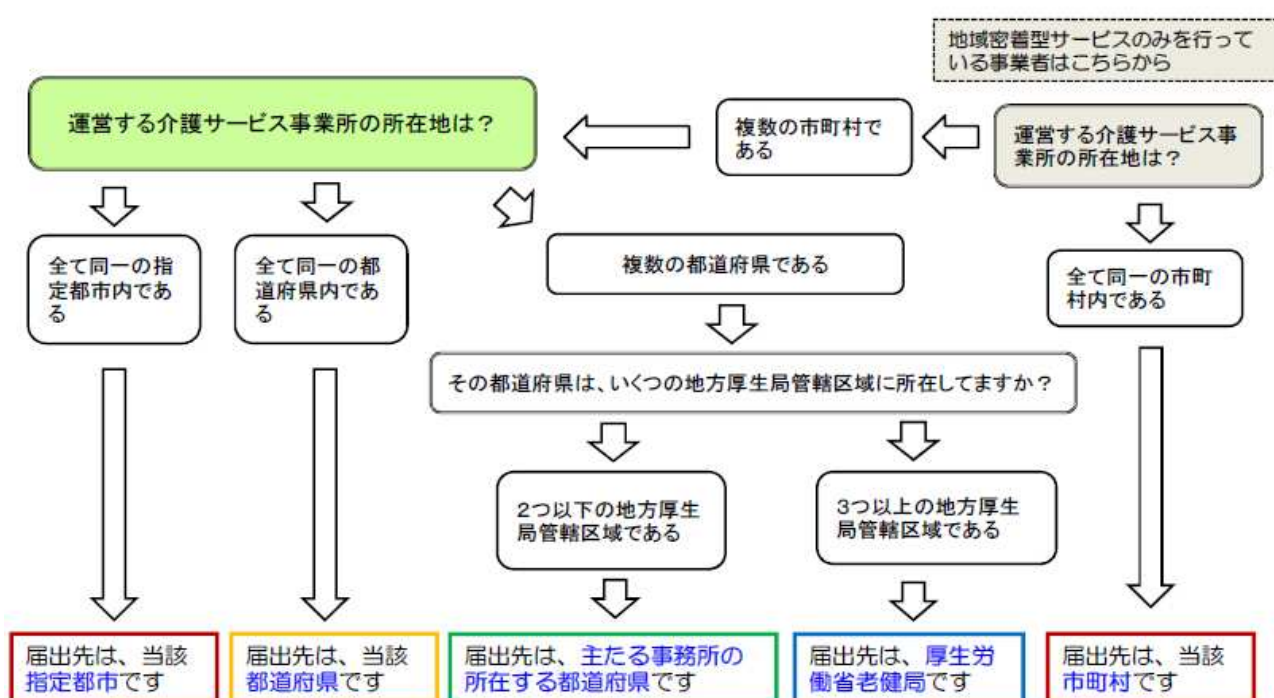
(2) 業務管理体制に係る届出について

新たに届け出る場合

介護保険法による事業所等の指定を受けていない法人が初めて事業所等の指定を受けた場合には、業務管理体制整備届（市様式第1号）が必要となります。

未だ届け出をしていない事業者は、事業者が整備する業務管理体制及び届出先行政機関を確認の上、必要な手続きを行ってください。

届出先の行政機関について



【参照元 厚生労働省トップページ 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 介護サービス事業者の業務管理体制】

届出事項に変更があった場合

既に届出をしている事業者について、以下の届出事項に変更があった場合は、変更届（市様式第2号）の提出が必要です。

届出が必要な変更事項

- ・事業者（法人）の名称の変更
- ・代表者の氏名、住所、職名の変更
- ・法令遵守規程の概要、業務遂行の状況の監査の方法の概要の変更（届出をしている事業者に限る。）
- ・事業所の数の変更（整備すべき業務管理体制が変更になる場合（20箇所を超える場合等）のみ）
- ・主たる事務所（本店）の所在地の変更
- ・法令遵守責任者の氏名の変更

区分に変更があった場合

届出先行政機関が変更となった場合には、業務管理体制整備（区分変更）届（市様式第1号）を、**変更前の行政機関及び変更後の行政機関の双方に届**け出してください。

【例1】地域密着型通所介護事業のみを運営しているが、加えて訪問介護事業を開始した場合 ☞届出先が下関市から山口県へ変更

【例2】居宅介護支援事業と認知症対応型共同生活介護事業を運営しているが、居宅介護支援事業を廃止した場合 ☞届出先が山口県から下関市へ変更

届出に必要な書類等の様式

☞ 下関市に届け出る場合

〔下関市のホームページ掲載場所〕

下関市ホームページトップページ（<http://www.city.shimonoseki.lg.jp/>）

事業者の方へ

保健・福祉

介護保険

手続き・各種申請様式

地域密着型サービス事業の申請様式等について

☞ 山口県に届け出る場合

かいごへるぶやまぐちトップページ（<http://www.kaigo.pref.yamaguchi.lg.jp/>）

事業者の方へ

指定等の手引き

1 指定

業務管理体制の整備及び届出

(3) 業務管理体制確認検査について

事業者自らの取り組み状況を届出先の行政機関が行う検査として、業務管理体制確認検査（一般検査・特別検査）があります。

確認検査を実施する場合は、対象事業者にあらかじめ通知しますので、ご協力をお願いいたします。

一般検査	特別検査
<ul style="list-style-type: none"> ・定期的に実施。（概ね6年に1回） ・業務管理体制の整備・運用状況について確認する。（原則、調査票による書面検査） 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定事業所等の指定等取消処分相当事案が発生した場合に実施。 ・事業所本部等への立ち入り、役職員との面談方式で運用実態を確認し、対象事業者の組織的関与の有無を検証する。

7. 平成29年度に実施した監査について

平成29年度に実施した監査について、その概要を説明します。

各事業所におかれましては、介護保険が公的保険制度として介護保険料や税金により運営されていることを今一度認識され、適正な事業運営とサービスの質の向上に努めていただきますようお願い申し上げます。

個人情報保護の観点から、記載する内容が限られています。また、サービスや地域特有の文言を一般的な文言に置き換えている場合があります。

1. 定義

監査（平成24年度まで実施していた営利法人監査を除く。以下同じ。）と
 実地指導とは、下表のとおりその性格が異なります。

《POINT》入所者（利用者）への虐待、重大な基準違反及び不正請求について、信ぴょう性のある情報を得た場合は、速やかに監査を実施し、事実確認を行います。また、監査実施の際には、事前通知を行わない場合があります。

実地指導と監査の違い

	実地指導	監査
実施目的	法令、通達等に定めるサービスの取扱い、介護報酬の請求等に関する事項を周知徹底させるため。	指定基準違反や、不正又は著しく不当な介護報酬の請求が認められる又はその疑いがあると認められる場合において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を講ずるため。
対象事業所	下関市内に所在する全ての介護保険サービス事業所より選定する。 定期的に全事業所を訪問。	指定基準違反や、不正又は著しく不当な介護報酬の請求が認められる又はその疑いがあると認められる事業所を対象とする。
事前通知	原則実施予定日の1箇月前までに日程調整を行った上で、文書により事前通知を行う。 高齢者虐待が疑われているなどの理由により、あらかじめ通知したのでは事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認できないと認められる場合は、事前通知を行わず、現地にて手交する場合がある。	事前通知を行う場合と行わない場合がある。 現地にて手交。ただし、実地指導中に実地指導を中止して監査に変更した場合ほか緊急を要する場合は通知を交付しない。
想定される行政処分等	行政指導として文書指導や口頭指導を行う場合がある。	行政指導のほか、指定取消しを含む行政処分を行う可能性がある。
報酬返還	請求誤りや解釈誤りによる不当利得について、過誤調整により自主返還を指導する場合がある。	不正請求による不当利得について、返還を請求すると共に、加算金（返還額の40%）を請求する可能性がある。
根拠法令	介護保険法第23条	介護保険法第76条ほか

2. 平成29年度監査実施概要

事業所名	事業所A	サービス種別	地域密着型通所介護 介護予防通所介護
監査実施結果	指定の全部の効力の停止1年 ⁽¹⁾		
行政処分事項	看護職員の配置違反 ⁽²⁾ 、不正請求(人員基準欠如による減算の未実施) ⁽³⁾ 、 虚偽報告 ⁽⁴⁾		
報酬返還	約2,350万円(加算金含む)		
報道発表	平成29年8月3日報道発表		
<p>《POINT》</p> <p>(1) 本監査では、以下に掲げるとおり、人員基準違反や不正請求事案が認められました。当該事案を精査した結果、本監査については、指定の全部効力停止が妥当と判断し、上記の処分結果といたしました。</p> <p>(2) 監査により関係書類を借用し、従業者から聴取を行いました。その結果、看護職員の配置について、看護職員が配置されていない日が相当期間確認され、人員基準違反が認められました。</p> <p>(3) 看護職員の配置数が所定の基準を下回っているため、人員基準欠如による減算規定に該当していたにもかかわらず、当該減算を行わず、満額の介護給付費を請求していました。</p> <p>(4) 監査の際、実際には出勤していない従業者が出勤したとする、事実と異なる業務日誌を提出していました。</p>			

事業所名	事業所B	サービス種別	居宅介護支援
監査実施結果	指定の一部の効力の停止1年(居宅介護サービス計画費上限7割) ⁽¹⁾		
行政処分事項	居宅サービス等に関する不正又は著しく不当な行為 ⁽²⁾		
報酬返還	なし		
報道発表	平成29年8月3日報道発表		
<p>《POINT》</p> <p>(1) 事業所Aにおいて、看護職員の人員基準欠如及びそれに伴う不正請求が確認されたことから、同一法人事業所として事業所Bの監査を実施しました。監査において、人員基準及び居宅サービス計画作成に係る一連のケアマネジメント業務に関しては適正であることを確認しましたが、法人代表者が、当該事業所の給付管理の最終チェックを行っており、事業所Aと同様に効力の全部停止として利用者を他事業所へ引き継ぐよりも、効力の一部停止(報酬上限7割)とすることで、利用者へのサービス提供の継続性を確保することが、より妥当であると判断し、上記の処分結果といたしました。</p> <p>(2) 法人代表者は、自らが最終確認していた給付管理票に関しても、事業所Aから返送されたサービス提供票の利用実績に基づき作成するものと認識し、減算した正しい実績による給付管理票を作成する必要性を認識していませんでした。そのため、事業所Bに対して適正な給付管理票の作成を指示することなく、山口県国民健康保険団体連合会に不正な給付管理票を提出していました。</p>			

8. 介護保険制度に係る質問がある場合、下関市にはどのように問い合わせるのか？

介護保険制度に係る質問は、電子メール又はFAXにて受け付けています。

質問及び回答に対する責任の所在の明確化、また、口頭で質問回答を行うことによる内容の取り違いを避けるため、電話でのお問い合わせには原則お答えいたしません。

過去に口頭で質問回答を行い、その後、意味の取り違えや、「言った」「言わない」のトラブルになった事例もございますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

様 式

介護保険制度に係る質問票（下関市ホームページに掲載しています。）

〔ホームページ掲載場所〕

下関市ホームページトップページ（<http://www.city.shimonoseki.lg.jp/>）

事業者の方へ

保健・福祉

介護保険

加算手続き・各種申請様式

介護保険サービス事業の申請様式等について（訪問通所系サービス）

又は 介護保険サービス事業の申請様式等について（施設系サービス）

又は 介護保険サービス事業の申請様式等について（地域密着型サービス）

提 出 先

下関市福祉部介護保険課事業者係

E - m a i l kaigojigyo@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

F A X 083 - 231 - 2743

注意事項

- (1) 質問票1枚につき1件の質問に限ります。
- (2) 関係法令等をよく読んだ上、事業所の考えを記入し、提出してください。
「事業所の考え」が未記入の質問票が散見されます。
「関係法令等」とは、介護保険法、介護保険法施行規則、下関市の条例及びその解説、費用の額の算定に関する基準及びその関係通知、介護報酬改定に関するQ & A等を指します。
- (3) 回答には時間を要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

9. 介護保険サービス事業者関係通知集のホームページ掲載について

過去に下関市が介護保険サービス事業者宛に発出した通知や取扱いのうち、代表的なものを下関市ホームページに掲載しています。

〔ホームページ掲載場所〕

下関市ホームページトップページ (<http://www.city.shimonoseki.lg.jp/>)
事業者の方へ
保健・福祉
介護保険
通知集
介護保険サービス事業者関係通知集(平成 年 月 日現在)

なお、以下の項目については、掲載場所が異なりますのでご注意ください。

- ・事故発生時の報告について(介護保険サービス事業者等における事故報告フローについて)
- ・誤薬に係る事故報告の取扱いについて
- ・「同居家族等がいる場合の生活援助の算定」について
- ・「認定の有効期間の半数を超えて利用する短期入所」について
- ・軽度者に対する(介護予防)福祉用具貸与に関する下関市ガイドライン
- ・施設・事業所内で感染症が発生した場合
- ・施設・事業所内でインフルエンザが発生した場合

〔ホームページ掲載場所〕

下関市ホームページトップページ (<http://www.city.shimonoseki.lg.jp/>)
事業者の方へ
保健・福祉
介護保険
加算手続き・各種申請様式
介護保険サービス事業の申請様式等について(訪問通所系サービス)
又は 介護保険サービス事業の申請様式等について(施設系サービス)
又は 介護保険サービス事業の申請様式等について(地域密着型サービス)

10. 利用者負担割合の見直しに係る運営規程等の変更について

平成30年8月1日より、利用者負担割合において3割の区分が設定されることに伴い、現在の運営規程や重要事項説明書に記載されている利用料金の記載の変更が必要となります。

つきましては、以下を参考に、運営規程や重要事項説明書の変更を行うこととし、運営規程の変更については、当該変更があった日から10日以内に市に変更届を提出することとして下さい。

また、利用者負担割合が変更となる利用者(入所者)については、利用者(入所者)又はその家族へ書面を交付^(注1)の上、変更となる利用料金の説明を行い、同意の署名を得るよう対応の方をお願いします^(注2)。

運営規程・重要事項説明書変更例

変更前	変更後
利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割の額(一定以上所得者の場合は2割)とする。	利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割の額(一定以上所得者の場合は2割又は3割)とする。
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 利用料金表 (1割負担額の利用料金が記載) </div> 一定以上所得がある場合、利用者負担額は記載金額の倍額となります。	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 利用料金表 (1割負担額の利用料金が記載) </div> 利用者負担割合が2割の場合は記載金額の2倍、3割の場合は記載金額の3倍となります。

(注1) 重要事項説明書の全てのページの交付は必要なく、利用料金が記載されている部分のみでの説明、交付で足りるものとします。

(注2) 平成30年8月以降のサービス提供開始までに書面での交付が間に合わない場合は、口頭により説明し同意を得て、後日書面の交付となっても差し支えありません(口頭による同意日は、新しい料金での介護保険サービス利用にかかる同意があった日として書面に記録しておくこと)。なお、いずれの場合においても、負担割合の変更に伴う利用者側の意向を踏まえた対応としてください。

11. 福祉サービス第三者評価事業に関連した介護保険制度見直しについて

平成30年介護保険制度改正に^(注1)より、対象となるサービス^(注2)については、サービスの選択に資する重要事項として利用申込者又はその家族に対して説明するもの(重要事項説明書に記載する事項)に、「提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)」が追加されました。

つきましては、現在の重要事項説明書に、上記の事項を追加する必要があります^(注3)ので、対応をお願いいたします。

(注1)「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」(平成11年9月17日老企第25号)等、各介護保険サービスの基準に係る通知(いわゆる「解釈通知」)に追加されました。

(注2) 訪問介護、通所介護、(介護予防)短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、(介護予防)認知症対応型通所介護、(介護予防)小規模多機能型居宅介護、(介護予防)認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)、介護老人福祉施設

(注3) 運営規程に追加する必要はありません。また、当評価の実施は任意です。

福祉サービス第三者評価とは

福祉事業者の提供するサービスの質を、当事者以外の第三者(評価機関)が、専門的かつ客観的な立場から評価するものです。福祉事業者の自らのサービスの質の向上のほか、評価結果が利用者のサービスの選択に資するための情報となることを目的としています。

評価の仕組みや方法等は以下のホームページから参照してください。

☞ [山口県ホームページトップ](http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/) (<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/>)

組織から探す

厚政課

福祉サービス第三者評価事業・トップページ

福祉サービス第三者評価とは 等

リンク先となっている「山口県社会福祉協議会」>「福祉サービス第三者評価」のページでも、わかりやすく説明されています。

関係する通知は以下から参照できます。

(参考) 山口県介護保険情報総合ガイド かいごへるふやまぐち
福祉サービス第三者評価事業に関する指針の一部改正について
<http://www.kaigo.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/1746.html>

12. 介護支援専門員証について

介護支援専門員証の有効期限は5年となっておりますので、5年ごとに介護支援専門員証の更新が必要になります。

人員基準上、介護支援専門員が必要なサービスについて、介護支援専門員が介護支援専門員証の更新を行っていない場合、当該介護支援専門員を介護支援専門員の員数に含めることができないため、人員基準違反となることがあります。また、サービスによっては、介護支援専門員の人員基準欠如による減算となる場合もあります。

さらに、介護支援専門員更新研修を修了できないまま（又は修了したものの介護支援専門員証の交付申請を失念したまま）介護支援専門員として業務を行い、介護支援専門員再研修の受講（又は介護支援専門員証の交付申請）の指示等に従わず、介護支援専門員証の交付を受けることなく業務を継続した場合、介護支援専門員の登録自体が消除され、5年間登録ができません。

つきましては、介護支援専門員自身の管理はもちろんのこと、法人としても、介護支援専門員証の写しを保管し、介護支援専門員証の更新を促すなど、人員基準違反等を未然に防止できる体制を構築するようにお願いいたします。

なお、更新した介護支援専門員証が届きましたら、当該介護支援専門員証の写し（指定事項等変更届の添付は不要です。）を必ずご提出ください。

【居宅介護支援、介護予防支援事業者様へ】

ご提出いただきました介護支援専門員証について、山口県国民健康保険団体連合会（以下、「国保連」という。）に、以下のデータを送付しております。

事業所番号	介護支援専門員番号
就労開始年月日	就労終了年月日
資格有効終了年月日	主任ケアマネ資格の有無

更新した介護支援専門員証のご提出がない場合、国保連に「資格有効終了年月日」を更新した介護支援専門員データを送付することができず、当該データが存在しないため、事業所等が国保連に給付管理票等を送付した際に、給付管理票等のエラー通知が居宅介護支援事業所等に届くことがあります。

現時点では、当該エラーにより給付管理票等が返戻になることはありませんが、今後返戻になる可能性がありますので、更新した介護支援専門員証の写しの提出について、特にご留意ください。

介護支援専門員証の更新について

介護支援専門員証の有効期間を更新するためには、有効期間が満了する前に次の(1)(2)の手続きが必要です。

(1)更新のために必要な研修を受講する。

更新研修は、有効期間満了日の2年前頃から受講可能。

実務経験の有無等により、受講すべき研修が異なります。

(2)研修修了後に下記提出書類(介護支援専門員証交付申請書(別記第6号様式)等)を

提出する。研修を受講しただけでは、介護支援専門員証は交付(更新)されません。

手続きをせず、有効期間が満了(失効)してしまった場合は、介護支援専門員として業務に就くことはできません。

再び業務に就くためには、再研修を受講の上、研修修了後に介護支援専門員証の交付申請をし、新たに5年間有効な介護支援専門員証の交付を受ける必要があります。

介護支援専門員として就労される方は、お手元の介護支援専門員証の有効期間満了日を確認の上、更新に必要な研修の確認や更新手続き等に備えてください。

また、各事業所におかれましても、介護支援専門員として雇用している従業者がおられる場合は、介護支援専門員証の有効期間の確認・手続き等に遺漏のないよう、お願いします。

更新手続きにかかる提出書類等

【提出書類】

1 介護支援専門員証交付申請書(別記第6号様式)

様式は県HPかいごへるぷやまぐちからダウンロード

申請書に貼付するもの

- ・山口県収入証紙 4,200円(市役所、町役場、県内県税事務所で購入可)
- ・写真(縦3cm×横2.4cm 交付申請前6ヶ月以内に撮影した、無帽、正面、上半身、無背景のもので、裏面に氏名を記載したもの)

2 研修の修了証明書の写し

更新に必要な研修修了証明書の写しを全て添付

3 介護支援専門員証の写し 原寸をA4用紙にコピーのこと

4 返信用封筒

定形郵便封筒(縦23.5cm×横12cm以内)に簡易書留代392円分(H30.3.1現在)の切手を貼付、返送先の住所・氏名を記載したもの

5 介護支援専門員証登録事項変更届出書(別記第3号様式) 住所・氏名に変更がある場合のみ

【提出期限】

有効期間満了日の1ヶ月前までに提出(4ヶ月前から受付)

【提出先】

〒753-8501 山口市滝町1-1 山口県長寿社会課 地域包括ケア推進班

【その他】

交付申請書を提出済みの方で、有効期間満了日の10日前になっても更新後の介護支援専門員証が届かない場合は、地域包括ケア推進班(083-933-2788)までお問い合わせください。

介護支援専門員 Q & A

【登録関係】	問 1 ~ 問 4
【介護支援専門員証の交付関係】	問 5 ~ 問 1 0
【認定調査員関係】	問 1 1
【研修関係】	問 1 2 ~ 問 1 9

[参考資料 1] 介護支援専門員の更新研修等について

[参考資料 2] 介護支援専門員の更新に係る研修フローチャート(初回・2 回目以降)

[参考資料 3] 主任介護支援専門員更新制度について

【登録関係】

問 1	平成 1 7 年度まで発行されていた「介護支援専門員登録証明書」について、 介護支援専門員の登録番号（8 桁）及び有効期間満了日は
-----	--

(答) 登録番号は、3 5 + 登録証明書に記載のある 6 桁の番号 となる。

例えば、介護支援専門員登録証明書の記載番号

第 9 8 - 0 0 0 1 号 3 5 9 8 0 0 0 1

第 0 3 - 0 1 0 0 号 3 5 0 3 0 1 0 0

平成 1 7 年度末までの登録者は(山口県で当初登録の場合、登録番号 3 5 9
8 ~ 3 5 9 9 、 3 5 0 0 ~ 3 5 0 5)、平
成 2 3 年 3 月末に対象者全員が有効期間満了となった。

有効期間満了前に介護支援専門員証の交付を受けていない場合、実務
に就くためには、再研修を修了し、介護支援専門員証の交付を受ける必要
がある。

介護支援専門員証は、介護支援専門員証交付申請に基づき交付している。

問 2	氏名及び住所が変わったが、どのような手続きが必要であるか。
-----	-------------------------------

(答) 登録事項である氏名や住所に変更があった場合は、届け出なければなら
ないことになっています。

住所の変更の場合は、山口県ウェブサイト「かいごへるぶやまぐち」のケア
マネジャー支援情報から「介護支援専門員登録事項変更届出書(第 3 号様式)」
をダウンロードし、登録内容の変更の手続きをしてください。

なお、氏名に変更があった場合は、「介護支援専門員登録事項変更届出書(第
3 号様式)」及び「介護支援専門員証書換え交付申請書(第 8 号様式)」をダ
ウンロードし、登録内容の変更と専門員証の書換えの手続きをしてください。

問3	山口県で登録しているが、他県に登録を移転するためには、どのような手続きが必要であるか。（山口県 他県）
----	---

（答） 移転を希望する都道府県の介護保険担当課に連絡し、当該県の「介護支援専門員移転申請書」様式を入手、その他の必要書類等を確認し用意した上で、山口県健康福祉部 長寿社会課地域包括ケア推進班(〒753-8501 山口市滝町1-1)に送付すること。（なお、住所等の変更が生じている場合は、山口県宛に「介護支援専門員登録事項変更届出書（第3号様式）」を併せて提出が必要。）

山口県が、送付された申請書の登録事項を確認した後、申請先の都道府県に送付する。（山口県を経由し、手続きを行う。）

問4	他県登録から、山口県に登録を移転するためには、どのような手続きが必要であるか。（他県 山口県）
----	---

（答） 登録移転の手続きは、「かいごへるぷやまぐち」から「介護支援専門員登録移転申請書（第2号様式）」及び「介護支援専門員証移転交付申請書（第7号様式）」をダウンロードし記入の上、その他の必要書類と併せて、登録している県の介護保険担当課に送付すること。

登録県が、送付された申請書の登録事項を確認した後、山口県に送付する。（登録県を経由し、手続きを行う。）

【介護支援専門員証の交付関係】

問5	介護支援専門員の登録のみで、介護支援専門員証の交付を受けていない場合は、介護支援専門員の業務をしてよいか。
----	---

（答） 介護支援専門員証の交付を受けていなければ、介護支援専門員の業務をすることができない。

平成17年度まで発行されていた「介護支援専門員登録証明書」は、平成23年3月末には対象者全員が有効期間満了となった。有効期間満了前に介護支援専門員証の交付を受けていない場合、再研修を修了し、介護支援専門員の交付を受けなくては、実務に就くことはできない。

介護支援専門員証の交付申請は、「かいごへるぷやまぐち」から「介護支援専門員証交付申請書（第6号様式）」をダウンロードし、手続きを行うこと。

なお、所持している介護支援専門員証の有効期間が満了(失効)している場合も、介護支援専門員の業務をすることはできない。(問9参照)

問6	介護支援専門員証を紛失したが、どのような手続きが必要であるか。
----	---------------------------------

(答) 再交付の申請様式は、「かいごへるぷやまぐち」から「介護支援専門員証再交付申請書(第9号様式)」をダウンロードし、手続きを行うこと。

問7	介護支援専門員証を更新するためには、どのような手続きが必要であるか。
----	------------------------------------

(答) 定められた研修を修了した後、「かいごへるぷやまぐち」から「介護支援専門員証交付申請書(第6号様式)」をダウンロードし、有効期間が満了する概ね1か月前までに、申請手続きを行うこと。

手続きの詳細は、「かいごへるぷやまぐち」のケアマネジャー支援情報を参照のこと。

問8	介護支援専門員証の更新に必要な研修を修了すると、新しい介護支援専門員証が送付されるか。
----	---

(答) 定められた更新研修を修了しただけでは、新しい介護支援専門員証を送付することはできない。更新手続きについては、上記の問7を参照のこと。

問9	有効期間満了までに介護支援専門員証の更新手続きを行わなかったため、証が失効したが、今後、介護支援専門員の業務に就くためには、どのような手続きが必要であるか。
----	--

(答) 定められた研修(再研修)を修了した後、「かいごへるぷやまぐち」から「介護支援専門員証交付申請書(第6号様式)」をダウンロードし、手続きを行うこと。(介護支援専門員証の交付を受けるまでは、業務に就くことはできない。)

問10	当面、介護支援専門員として業務に就く予定がないため、更新手続きを行わなかった。有効期間が満了し失効した証は、どうしたらよいか。
-----	---

(答) 失効した証(「介護支援専門員登録証明書(A4版,携帯用の両方)」又は「介護支援専門員証」)は、県に返却すること。(下記あて送付のこと。)

〔郵送先〕〒753-8501 山口市滝町1-1

山口県健康福祉部 長寿社会課地域包括ケア推進班

【認定調査員関係】

問11	「介護支援専門員証」の交付を受けていれば、市町から委託を受けて、認定調査員を引き受けることは可能か。
-----	--

(答) 認定調査員として、委託を受けるためには、認定調査員(新規)研修を修了していることが要件となっている。

なお、山口県では、平成11年度から19年度までは、介護支援専門員実務研修と併せて、認定調査員(新規)研修を実施していたので、介護支援専門員の登録番号が、3599、3500～3507

の人は、すでに修了していることになる。

また、以下の～のいずれかに該当する者が、委託を受ける場合は、事前に研修を受講する必要がある。

3598	の人で、平成11年度の補修研修(<u>認定調査員(新規)研修</u>)を受講していない人	
3508	から3516	の人で、認定調査員(新規)研修を受講していない人
平成29年度介護支援専門員実務研修の修了者		
他県の登録者で、 <u>認定調査員(新規)研修</u> を受講していない人		

【研修関係】

問12	平成30年度の研修は、いつ開始されるのか。
-----	-----------------------

(答) 4月以降、決まり次第、山口県ウェブサイト「かいごへるぷやまぐち」に順次掲載します。受講申込みの前に、必ず、開催要綱等を確認のこと。

問13	研修の受講を希望する場合は、どのようにしたらよいか。
-----	----------------------------

(答) 研修を受講する場合は、下記のいずれかの方法により、研修実施要綱等を入手の上、研修実施機関に申し込むこと。

研修開始時期の概ね2ヶ月前までには、「かいごへるぷやまぐち」に掲載するので、対象の研修実施要綱及び申込書をダウンロードすること。

郵送希望の場合は、各研修の実施機関（問19参照）に問い合わせること。

問14	以前、介護支援専門員の業務に就いていたが、更新研修としては、どの研修を受講したらよいか。
-----	--

（答） 過去に実務の経験がある人は、更新研修の専門課程（56時間）と専門課程（32時間）の両方を受講する必要がある。

ただし、更新研修を受講するまでに、専門研修の専門研修課程（56時間）、専門研修課程（32時間）の両方、又は、どちらかを修了している人は、修了した課程（同じ時間数のもの）は免除となる。

専門研修は18年度から実施しているので、研修修了証明書により、修了した研修課程を必ず確認すること。

1回目の更新、2回目以降の更新で受講すべき研修が異なる場合がある。

[参考資料2]を参照のこと。

問15	実務経験者の更新研修（（56時間）+（32時間））を修了して更新した場合は、次回の更新に向け、免除となる研修はあるか。
-----	---

（答） 更新後に実務経験があれば、次回の更新に向けて必要となる研修は、専門課程（32時間）のみであり、専門課程（56時間）は免除となる。

次の更新に向けた更新研修を受講するまでに、専門研修を修了した場合の免除の取扱は、問14を参照のこと。

問16	平成16年度末までの登録者で、平成15年～17年度の基礎課程の修了により専門研修課程が免除された場合も、問15の免除は該当するか。
-----	---

（答） 該当となる。

平成15年実施の**基礎課程**、平成16、17年度実施の**基礎課程** 又は**基礎課程** の何れかを修了している者は、専門研修課程を修了したものとみなされ、受講が免除となる。

問17	平成28年度から更新研修、専門研修のカリキュラム（時間数）が変更となったが、平成27年度までに同研修を修了していた場合は、介護支援専門員証の更新申請は可能であるか。
-----	--

（答） 可能である。新カリキュラムの同課程の研修を再度受講する必要はない。

問18	平成18年度以降、山口県で受講した専門研修、更新研修、再研修の修了証明書を紛失したが、再発行はできるか。
-----	--

(答) 研修実施機関である、「山口県社会福祉協議会」に問い合わせること。

[連絡先] 〒754-0893 山口市秋穂二島1062
 社会福祉法人山口県社会福祉協議会 福祉研修センター
 電話 083-987-0123
 FAX 083-987-0124

問19	山口県で実施している介護支援専門員研修の実施機関等について、連絡先を教えて欲しい。
-----	---

(答) 連絡先等は、以下のとおり。

項 目	担 当 機 関	
	名 称	連 絡 先
登録、介護支援専門員証の交付、研修制度全般に関すること	山口県長寿社会課 地域包括ケア推進班	〒753-8501 山口市滝町1-1 電話 083-933-2788 FAX 083-933-2809
実務研修に関すること	一般社団法人 山口県介護支援専門員協会	〒753-0072 山口市大手町9-6 電話 083-976-4468 FAX 083-976-4469
専門研修、更新研修、再研修、主任介護支援専門員研修、主任介護支援専門員更新研修に関すること	社会福祉法人 山口県社会福祉協議会 福祉研修センター	〒754-0893 山口市秋穂二島1062 電話 083-987-0123 FAX 083-987-0124

注意

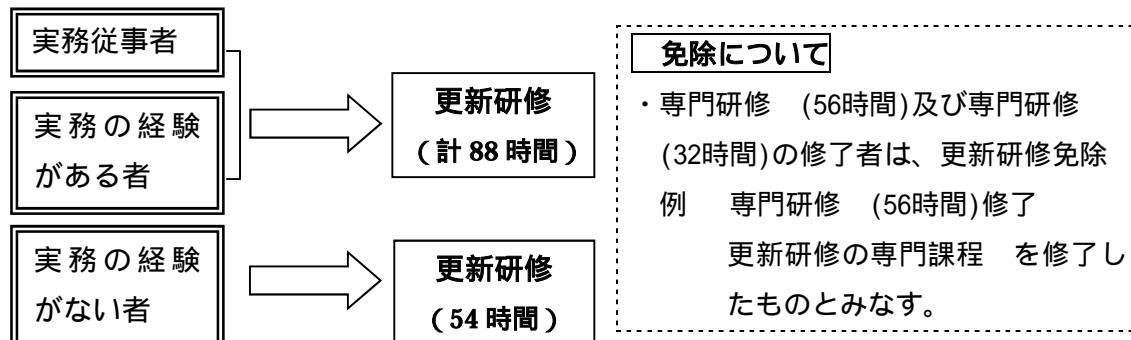
研修の受講については、開催要綱等で確認し、各研修申込み先へ提出のこと。
 介護支援専門員証交付申請書(新規・更新)は、山口県長寿社会課へ提出のこと。
 (更新研修等の実施機関である山口県社会福祉協議会では受付をしていない。)
有効期間が満了するまでに、研修受講及び研修修了後の更新手続きができるよう、研修の受講計画を早めに立てること。
 研修制度については、ウェブサイト「かいごへるぶやまぐち」に掲載している。
 原則として、研修は、登録している県での受講となるが、受講できなかった場合、他県で受講することが可能な場合があるので、必ず山口県長寿社会課地域包括ケア推進班に問い合わせのこと。

[参考資料1]

介護支援専門員の更新研修等について

1 有効期間内の者

有効期間満了時まで、更新に必要な研修修了 介護支援専門員証交付申請をしてください。有効な介護支援専門員証がないと、実務に就けません。



平成32年3月31日までに有効期間が満了する者

平成30年度更新研修を受講することができます。

(有効期間満了日の前年度から、更新研修を受講することができます。)

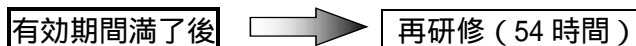
平成32年4月1日以降に有効期間が満了する者

平成30年度は、更新研修を受講することはできませんが、勤務年数等の要件を満たしていれば、専門研修を受講することができます。

- 専門研修 (56 時間) 実務従事者で、就業後 6 か月以上の者
- 専門研修 (32 時間) 実務従事者で、就業後 3 年以上の者

2 有効期間が満了した者

有効期間満了後、再研修を修了後、申請に基づき専門員証が交付されれば、再び、実務に就くことができます。介護支援専門員証の交付を受けるまでは、実務に就くことはできません。



3 2回目の更新をする者

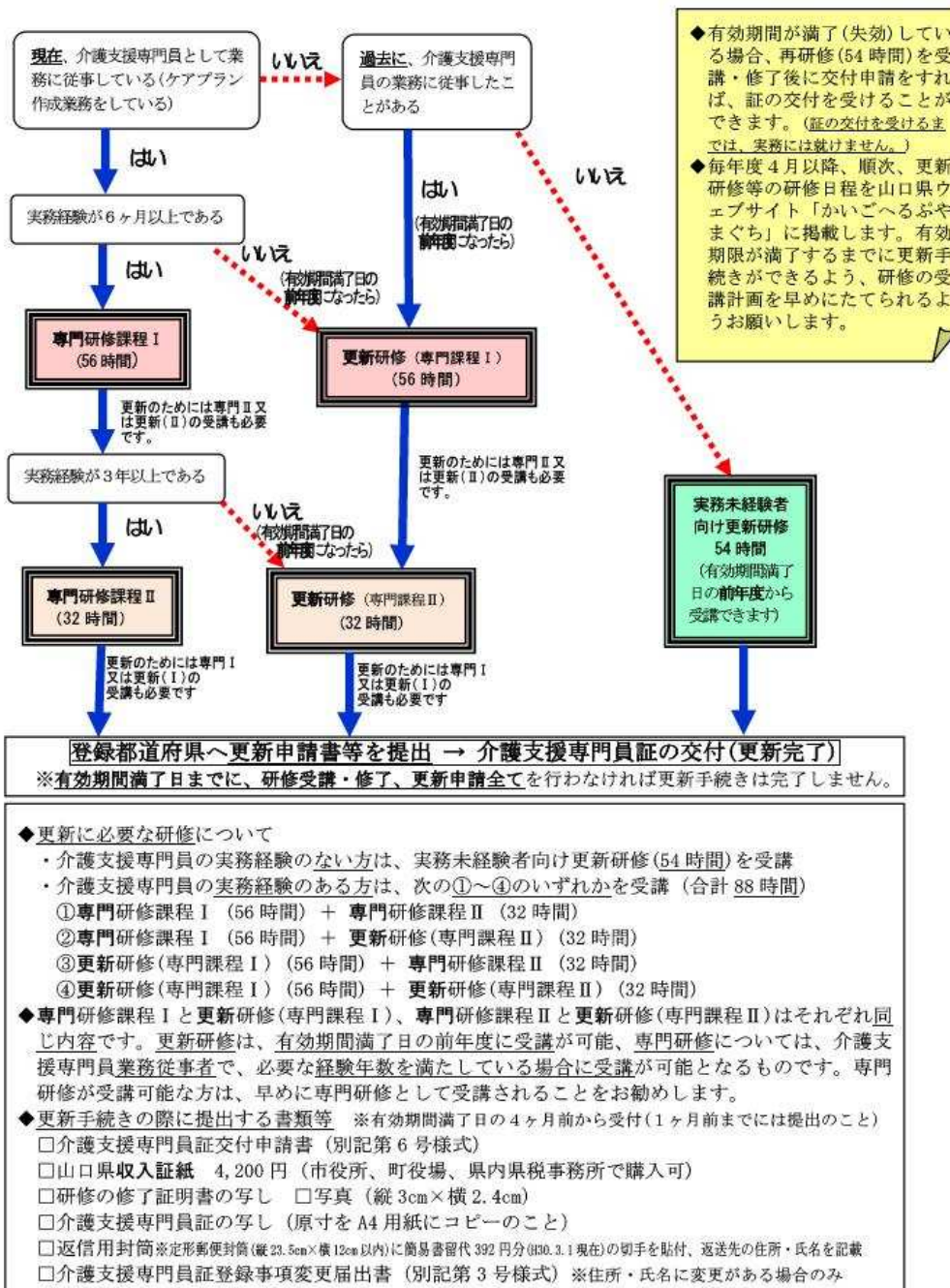
専門研修や更新研修で計88時間(+)の修了によって、更新を済ませた方は、更新後に実務経験があれば、次回更新に必要な研修は32時間()のみとなり、56時間()は免除となります。

上記の56時間()の免除について、下記 の場合は対象となりません。

有効期間満了後、再研修を修了し、専門員証の新規交付を受けた場合
 直近の更新時に、更新研修(実務未経験者向け)の修了により、専門員証を更新した場合

[参考資料2]

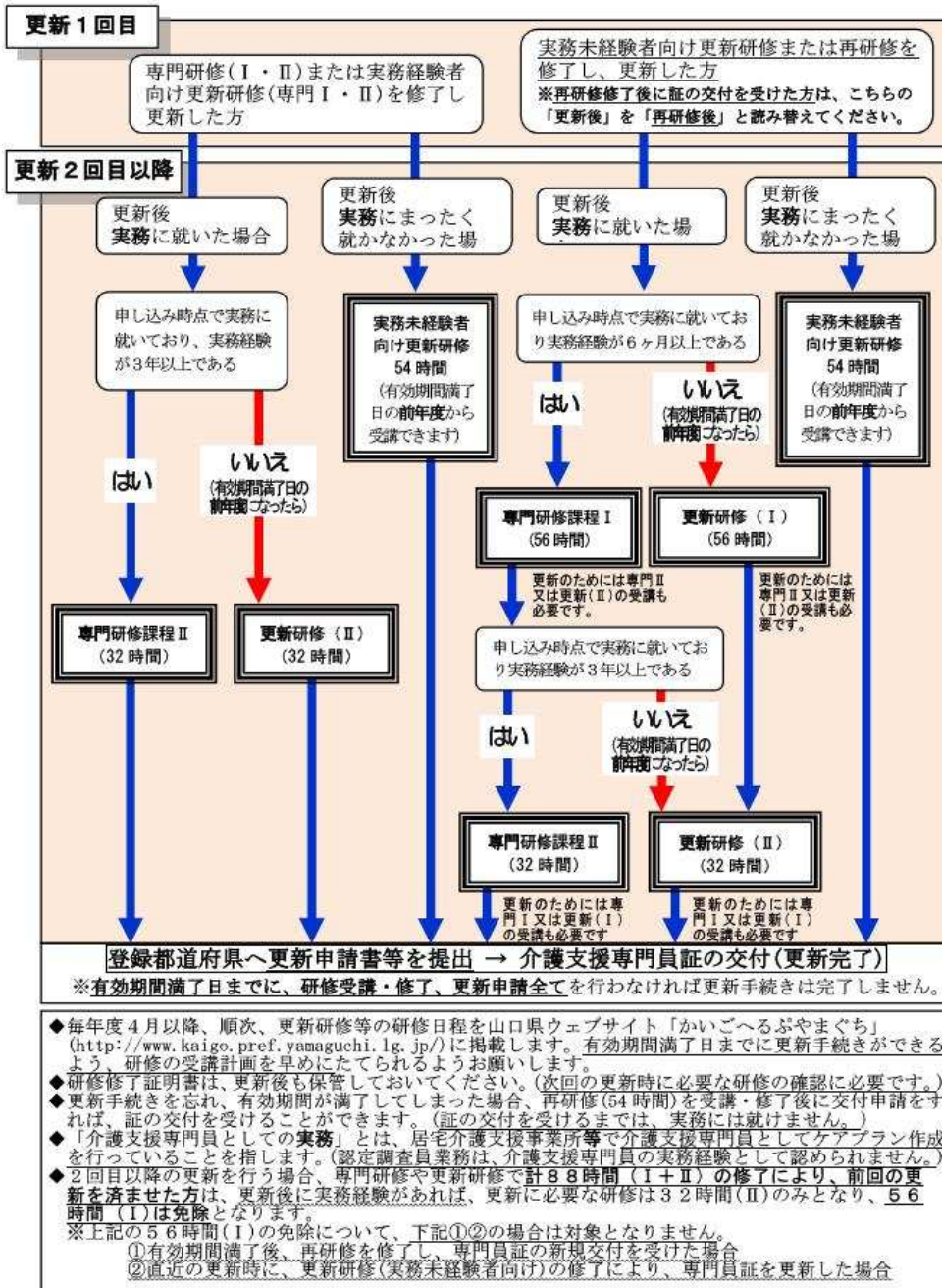
介護支援専門員証の初回更新について



介護支援専門員証の2回目以降の更新について

(※主任介護支援専門員については次ページ)

- ◆ 2回目以降の更新に必要な研修は、①直近の更新時に修了した研修内容②直近の更新後(更新前の有効期間満了日以降)介護支援専門員として実務に就いた経験があるかどうかで異なります。
- ◆ 有効期間満了日までにお間違いのないよう受講・修了し、更新申請してください。



[参考資料3]

主任介護支援専門員研修の受講要件について

(1) 受講要件

主任介護支援専門員の受講要件は、居宅サービス計画等を提出し、その内容から利用者の自立支援に資するケアマネジメントが実践できていると認められる者のうち、受講申込時点において、つぎの①～③をすべて満たす者。

- ① 山口県内の地域包括支援センター、居宅介護支援事業所その他の事業所等において現に介護支援専門員として勤務していること。
- ② 介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する介護支援専門員であること。具体的には、以下のアからオのいずれかに該当すること。
 - ア 専任の介護支援専門員として従事した期間が通算して5年（60か月）以上である者（ただし、管理者との兼務は期間として算定できるものとする。）
 - イ 「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」（平成14年4月24日付け老発第0424003号厚生労働省老健局長通知）に基づくケアマネジメントリーダー養成研修を修了した者又は日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャーであって、専任の介護支援専門員として従事した期間が通算して3年（36か月）以上である者（ただし、管理者との兼務は期間として算定できるものとする。）
 - ウ 介護保険法施行規則第140条の66第1号イの（3）に規定する主任介護支援専門員に準ずる者として、現に地域包括支援センターに配置されている者
 - エ 現に地域包括支援センターに勤務している者であって、当該地域包括支援センターにおいて主任介護支援専門員として配置が予定されている者。（ただし、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援に関する知識及び能力を有する者とする。）
 - オ 介護支援専門員として従事した期間が通算して5年（60か月）以上であって、介護支援専門員に対する法定研修の講師を務めた者（ただし、山口県介護支援専門員協会から介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する者として推薦のあった者とする。）
- ③ 「介護支援専門員専門研修実施要綱」に基づく専門研修課程Ⅰ及び専門研修課程Ⅱ又は「介護支援専門員更新研修実施要綱」に基づく実務経験者に対する介護支援専門員更新研修を修了した者

(2) 受講要件確認書類

- ① 専門研修課程Ⅰ、Ⅱの修了証明書の写し
- ② 実務経験確認のために「実務経験証明書」
- ③ 日本ケアマネジメント学会認定の認定ケアマネジャーを証明するもの
- ④ 一般社団法人山口県介護支援専門員協会からの「推薦書」
- ⑤ 地域包括支援センター配置等証明書

[参考資料4]

主任介護支援専門員更新制度について

平成28年度から主任介護支援専門員の資格に更新制度が導入されました。
※主任介護支援専門員（更新）研修修了証明書（主任介護支援専門員資格）の有効期間は5年間です。（一部経過措置あり）

1 主任介護支援専門員の資格有効期間

更新制度導入の経過措置による主任介護支援専門員の資格有効期間は以下のとおりです。

- ・平成18～23年度に主任研修を修了した者 → 平成31年3月31日まで
 - ・平成24～26年度に主任研修を修了した者 → 平成32年3月31日まで
 - （参考）平成27年度主任研修修了者※ → 平成32年12月7日まで
 - 平成28年度主任研修修了者※ → 平成34年2月8日まで
 - 平成29年度主任研修修了者※ → 平成35年2月6日まで
- （※山口県で主任介護支援専門員研修を修了した者）
- ※なお、2回目以降、主任介護支援専門員の資格を更新した場合の資格有効期間は、最初の主任介護支援専門員更新研修修了日から5年間となります。

2 主任介護支援専門員資格の更新

主任介護支援専門員の資格有効期間内に主任介護支援専門員更新研修を修了することにより、主任介護支援専門員の資格を更新することができます。

なお、主任介護支援専門員資格の有効期間は、最初の主任介護支援専門員更新研修修了日から5年間です。

3 主任介護支援専門員更新研修の受講要件

主任介護支援専門員更新研修は、当該研修受講要件（以下の①～④）のいずれかを満たす主任介護支援専門員のみ受講できます。

- ① 資格を有する期間内（過去5年間以内）に、介護支援専門員法定研修及び日本（山口県）介護支援専門員協会（地域支部除く）が開催する介護支援専門員に係る研修の講師の経験がある者。
- ② 地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の山口県が定める基準を満たす研修（『かいごへるぶやまぐち』に順次掲載）等に前回更新後（初回更新前の場合は主任介護支援専門員研修修了後）、8回以上（他道府県開催研修は8回のうち4回まで）かつ、いずれかの年度内に4回以上参加した者。
- ③ 資格を有する期間内（過去5年間以内）に、日本ケアマネジメント学会及び日本（都道府県）介護支援専門員協会が開催する研究大会及び介護保険研究大会において、介護支援専門員に関する事例等について演題発表した経験がある者。
- ④ 日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー。

4 主任介護支援専門員更新研修修了者の介護支援専門員証の取扱い

(1) 主任介護支援専門員更新研修を修了した者は、「介護支援専門員更新研修」の受講は免除されます。

(2) 主任介護支援専門員更新研修修了者の介護支援専門員証については、原則として主任介護支援専門員更新研修修了証明書の有効期間に置き換えて交付します。

ただし、置換を希望しない者については別段の（所定の様式による）申出により、介護支援専門員証の有効期間を主任介護支援専門員更新研修修了証明書に置き換えないことが可能です。

なお、主任介護支援専門員更新研修を修了しただけでは、介護支援専門員証の有効期間は更新されません。当該研修修了後、介護支援専門員証の更新申請を行う必要がありますのでご注意ください。

<お知らせ>

介護支援専門員実務研修の実習について

平成28年度以降実施の介護支援専門員実務研修のカリキュラムでは、受講者は居宅介護支援事業所において実習を行うこととなっています。

受講者の実習が円滑に行われるよう、主任介護支援専門員が所属している居宅介護支援事業所については、受講者の実習受け入れについて御協力願います。

なお、山口県では実習の実施にあたり、実習を受け入れていただく居宅介護支援事業所は研修実施機関に対し、「介護支援専門員実務研修実習受入事業所登録届出書」を提出し、実習受入事業所として登録することとなっています。登録されると研修実施機関から届出者に対し「介護支援専門員実務研修実習受入事業所登録通知書」が通知されません。

研修実施機関から平成29年10月に「山口県介護支援専門員実務研修における実習協力のお願い」の文書が発出されておりますので、詳細等についてはそちらを参照ください。

実習への協力及び協力体制の確保は特定事業所加算算定の基準となっています。

(参考)

介護支援専門員証の更新等を含む介護支援専門員にかかる情報については、ホームページ「山口県介護保険情報ガイド かいごへるぷやまぐち」にも掲載されています。関係通知等とあわせ、こちらの更新状況についても随時御確認され、業務に役立てていただきますようお願いいたします。

ホームページ掲載箇所

山口県介護保険情報ガイド かいごへるぷやまぐち>介護支援専門員

アドレス <http://www.kaigo.pref.yamaguchi.lg.jp/caremanager/>

13. 常勤換算の計算はどのように行うのか？

常勤換算方法とは

事業所の従業者の1月の勤務時間の合計を、事業所の常勤の従業者が勤務すべき時間数（週32時間を下回る場合は32時間を基本とする）で割ることにより、事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法。

従業者1人につき、1月の勤務時間の合計に算入することができる時間数は、事業所の常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とすること。

事業所の従業者の1月の勤務時間の合計を算出するに当たり、他事業所の職務に従事した時間数は除いてください。（同一事業所において一体的に運営される介護予防サービス又は人員基準において他事業との兼務規定があるものを除く）

また、同一事業所で他職種と兼務している場合についても、人員基準において兼務が認められていないもの又はサービス提供体制強化加算の算定などで職種ごとの常勤換算数を算出する必要がある場合は、兼務した時間は除いてください。

常勤の従業者 については、休暇等で1月の勤務時間が常勤の勤務すべき時間に満たない場合でも、常勤（常勤換算において1）と取り扱います。

ただし、暦月を通じて勤務実績がない場合については、常勤の従業者であっても常勤換算において0となります。

非正規雇用の従業者であっても、就業規則に定める正規雇用従業者の勤務時間と同様の勤務時間の契約となっている場合、常勤の従業者として取り扱います。

非常勤の従業者 については、休暇や出張の時間はサービス提供に従事する時間とはいえないため、常勤換算を行う際の1月の勤務時間の合計には含めないでください。

正規雇用の従業者であっても、就業規則に定める正規雇用従業者の勤務時間に満たない勤務時間の契約となっている場合、非常勤の従業者として取り扱います。

事業所の常勤の従業者が勤務すべき暦月の時間数は、以下のように算出してください。

(例1) 週40時間(1日8時間×週5日)を勤務時間として就業規則に定めている事業所で、28日の勤務表の場合

$$\frac{40 \text{ 時間}}{1 \text{ 週間の勤務時間}} \times \frac{4 \text{ 週}}{\text{週数}} = \frac{160 \text{ 時間}}{\text{月の勤務時間}}$$

(例2) 週40時間(1日8時間×週5日)を勤務時間として就業規則に定めている事業所で、31日の勤務表の場合

$$\frac{(40 \text{ 時間} \div 7 \text{ 日})}{1 \text{ 日当たりの勤務時間}} \times \frac{31 \text{ 日}}{\text{月の日数}} = \frac{177.142857}{\text{月の勤務時間}} \approx 177 \text{ 時間}$$

四捨五入してください。

上記例の方法にて常勤の勤務すべき時間数が算出できない場合(就業規則等において公休日数が年単位で定められている場合等)は、別途ご相談下さい。

【常勤換算の例】

《常勤の勤務すべき時間数が160(8時間×週5日×4週)の事業所の場合》

常勤 A: 160 1
常勤 B: 144 1
常勤 C: 172 1

常勤職員が有休使用などでたまたま常勤の勤務すべき時間に満たない場合や、残業等により常勤の勤務すべき時間を超えた場合についても、常勤(=1)として扱います。

常勤の人数 3

暦月を通じて勤務実績がない場合は、常勤職員であっても常勤換算は0になります。

非常勤 D: 168

非常勤 E: 144

非常勤 F: 88

常勤の従業者が勤務すべき時間数が上限なので、非常勤 D の勤務時間は168 160 になります。

$$160 + 144 + 88 = 392$$

非常勤の従業者の1月の勤務時間の合計: 392

$$392 \div 160 = 2.45$$

非常勤の従業者の1月の勤務時間の合計 ÷ 常勤の勤務すべき時間 = 非常勤の従業者を常勤に換算した員数

$$\underline{3} + \underline{2.4} = \underline{5.4}$$

小数点第2位以下は四捨五入ではなく切り捨てを行ってください。

常勤の人数 + 非常勤の従業者を常勤に換算した員数 = 常勤換算後の事業所の従業員数

【実際の従業員数】6人

【常勤換算後の従業員数】5.4人

28日の勤務表の場合です。

常勤換算を行う場合は、以下の国 Q&A (H27.4.1 介護保険最新情報 vol.454) もご参照ください。

【全サービス共通】 常勤要件について

問1 各加算の算定要件で「常勤」の有資格者の配置が求められている場合、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）の所定労働時間の短縮措置の対象者について常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間としているときは、当該対象者については30時間勤務することで「常勤」として取り扱って良いか。

（答）

そのような取扱いで差し支えない。

問2 育児・介護休業法の所定労働時間の短縮措置の対象者がいる場合、常勤換算方法による人員要件についてはどのように計算すれば良いか。

（答）

常勤換算方法については、従前どおり「当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法」であり、その計算に当たっては、育児・介護休業法の所定労働時間の短縮措置の対象者の有無は問題にはならない。

問3 各事業所の「管理者」についても、育児・介護休業法第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮措置の適用対象となるのか。

（答）

労働基準法第41条第2号に定める管理監督者については、労働時間等に関する規定が適用除外されていることから、「管理者」が労働基準法第41条第2号に定める管理監督者に該当する場合は、所定労働時間の短縮措置を講じなくてもよい。

なお、労働基準法第41条第2号に定める管理監督者については、同法の解釈として、労働条件の決定その他労務管理について経営者と一体的な立場にある者の意であり、名称にとらわれず、実態に即して判断すべきであるとされている。このため、職場で「管理職」として取り扱われている者であっても、同号の管理監督者に当たらない場合には、所定労働時間の短縮措置を講じなければならない。

また、同号の管理監督者であっても、育児・介護休業法第23条第1項の措置とは別に、同項の所定労働時間の短縮措置に準じた制度を導入することは可能であり、こうした者の仕事と子育ての両立を図る観点からは、むしろ望ましいものである。

14. 交通マナーの遵守について

全サービス事業者において、利用者宅へのアセスメント・モニタリング等の訪問や送迎の実施に当たり、以下の点に留意するようお願いします。

(1) 利用者のシートベルトの着用の徹底

通所系・入所系サービス事業所より、「送迎中、カーブを曲がる際に後部座席に座っていた利用者が、シートベルトを着用していなかったことにより、座席から転落し負傷した事例」等、シートベルトの着用を行っていただければ未然に防げたと思われる事故の報告を受けています。

また、シートベルトを着用していない場合、移動時・乗降車時に、利用者の不測の行動により、事故等が発生することも十分想定されます。(乗降介助時に、介助対象ではない利用者が突然立ち上がることにより介助対象者への対応がおろそかになる、等)

については、事故防止の観点から、後部座席の利用者についても、シートベルトの着用を徹底しているか、今一度ご確認ください。

(2) 駐車場所

地域密着型サービス事業所の運営推進会議や警察への通報等で、介護保険サービス事業所が路上駐車を行っていることについての苦情が複数寄せられています。特に、狭隘な道路に駐車して送迎の介助を行っている場合等、近隣住民の通行を妨げる事例が増えているようです。

介護保険サービス事業者においては、社用車を使用しているか否かにかかわらず、送迎や居宅訪問を行う際に、近隣住民の迷惑とならないよう、十分な配慮をお願いします。

なお、送迎時や訪問時において、利用者の許可を得た上で、利用者が別の目的で借りている駐車場を使用することは差し支えありませんが、介護保険サービス利用のためだけに、利用者負担により駐車場を借りることはできません。新たに駐車場の確保が必要な場合においては、事業者負担により契約を行うこととしてください。

上記以外に、一般道における大幅なスピード違反や信号無視など、遵守すべき交通ルールについて市民から苦情が寄せられています。各事業所において、従業員の交通ルールとマナーについての点検・確認を行い、意識向上に努めていただくようお願いします。

15. 介護保険施設等における防災対策について

梅雨期及び台風期における局地的大雨や集中豪雨により、全国各地で被害が発生しており、激甚化する水災害等に対応するため、昨年6月に「水防法」及び「土砂災害防止法」が改正されました。

これにより、下関市地域防災計画に記載されている浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等に対しては、避難確保計画の作成や、浸水や土砂災害を想定した避難訓練の実施が義務付けられました。

つきましては、これまでの想定を超えた災害が発生し得るとの観点から、各事業所等における避難確保計画を再度検証し、以下の から を参考に適宜見直しを行った上で、避難確保計画を作成・変更したときは、下関市への報告をお願いします。

また、平常時から、風水害や地震・津波等の災害への対応準備や災害発生時を踏まえた業務運営体制の構築を行い、入所者・利用者や職員の安全確保に万全を期するようお願いします。

なお、厚生労働省からの通知に基づき、土砂災害のおそれのある箇所へ、事業所等の新設や移転を計画している事業者に対しては、土砂災害に対する安全を確保する観点から、事前相談があった際に計画の再検討を要請する場合がありますので、以下の により、土砂災害警戒区域等の指定状況について、最新の情報を把握されますようお願いします。

「福祉・医療施設防災マニュアル作成指針」(山口県厚政課ホームページ掲載)
<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a13200/bousai-manual/bousai-manual.html>

「福祉施設等の災害対策取組事例集」(山口県厚政課ホームページ掲載)
<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cmsdata/d/d/3/dd3784d43ba5da1d5dd05f506b7c78e7.pdf>

「災害教訓事例集」(山口県防災危機管理課ホームページ掲載)
<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a10900/bousai/201603310001.html>

「防災・災害情報『防災やまぐち』」(山口県防災危機管理課ホームページ掲載)
http://origin.bousai.pref.yamaguchi.lg.jp/pub_web/stetic/contents01.html

要配慮者利用施設の所有者・管理者の皆さまへ

水防法・土砂災害防止法が改正されました

～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～

※ 土砂災害防止法の正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」です。

「水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）」の施行により、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため『水防法』及び『土砂災害防止法』が平成29年6月19日に改正されました。

ポイント!

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設※の管理者等は、**避難確保計画**の作成・**避難訓練**の実施が**義務**となりました。 ※ 市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設が対象です。



※「洪水浸水想定区域」とは、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域であり、河川等管理者である国または都道府県が指定します。



※「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、都道府県知事が指定します。

要配慮者利用施設 とは…
 社会福祉施設、学校、医療施設
 その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設です。

例
え
ば

- | | |
|---|---|
| <p>(社会福祉施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉施設 ・有料老人ホーム ・認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設 ・身体障害者社会参加支援施設 ・障害者支援施設 ・地域活動支援センター ・福祉ホーム ・障害福祉サービス事業の用に供する施設 ・保護施設 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉施設 ・障害児通所支援事業の用に供する施設 ・児童自立生活援助事業の用に供する施設 ・放課後児童健全育成事業の用に供する施設 ・子育て短期支援事業の用に供する施設 ・一時預かり事業の用に供する施設 ・児童相談所 ・母子・父子福祉施設 ・母子健康包括支援センター 等 |
| <p>(学校)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園 ・小学校 ・中学校 ・義務教育学校 ・高等専門学校 ・中等教育学校 ・特別支援学校 ・高等専門学校 ・専修学校(高等課程を置くもの) 等 | <p>(医療施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院 ・診療所 ・助産所 等 |

※ 義務付けの対象となるのは、これら要配慮者利用施設のうち、市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設です。

1 避難確保計画の作成

※「避難確保計画の作成の手引き」を国土交通省水管理・国土安全局のホームページに掲載していますので、計画作成の参考としてください。

- 「避難確保計画」とは、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における**利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る**ために必要な次の事項を定めた計画です。
 - > 防災体制 > 避難誘導 > 施設の整備 > 防災教育及び訓練の実施
 - > 自衛水防組織の業務（※水防法に基づき自衛水防組織を置く場合）
 - > そのほか利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置 に関する事項
- 避難確保計画が実効性あるものとするためには、**施設管理者等の皆さまが主体的に作成**いただくことが重要です。
- 作成した避難確保計画は、職員のほか、利用者やご家族の方々も日頃より確認することができるよう、その概要などを**共用スペースの掲示板などに掲載**しておくことも有効です。

2 市町村長への報告

- 避難確保計画を作成・変更したときは、遅滞なく、その計画を**市町村長へ報告**する必要があります。

➢ 避難確保計画を作成しない要配慮者利用施設の管理者等に対して、市町村長が必要な指示をする場合があります。
 ➢ 正当な理由がなく、指示に従わないときは、市町村長がその旨を公表する場合があります。

3 避難訓練の実施

- 避難確保計画に基づいて避難訓練を実施します。職員のほか、可能な範囲で利用者の方々にも協力してもらうなど、**多くの方々**が避難訓練に参加することで、**より実効性が高まります**。
- ハザードマップを活用するなどして、水害や土砂災害に対して安全な場所へ速やかに避難するなど、**浸水想定区域や土砂災害警戒区域などの地域の災害リスクの実情に応じた避難訓練を実施**することが重要です。



問い合わせ先

市町村地域防災計画（避難場所・避難経路など）・ハザードマップに関すること
 施設の所在する市町村へお問い合わせください。

浸水想定区域・土砂災害警戒区域等の指定に関すること

洪水浸水想定区域についてはその河川を管理する河川事務所へ、土砂災害警戒区域等については都道府県へお問い合わせください。

法改正に関すること

水防法関係

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室

土砂災害防止法関係

国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課

TEL : 03-5253-8111 (代表) URL : <http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/index.html>

(H29.6.19)

16. 運営推進会議等の開催方法等について

地域密着型サービスは、地域との結びつきを重視した運営が求められることから、一部のサービスを除き、運営推進会議等の設置が義務付けられています。

平成30年度の介護保険制度改正に伴い、運営推進会議等に関する基準等の一部が改正されましたので、下関市の指導方針を含めて、以下のとおり周知いたします。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の介護・医療連携推進会議を含む。

1. 運営推進会議等の開催方法について

「地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日付け厚生労働省通知）」の一部改正とこれまでの本市の指導水準を踏まえ、今後の本市の指導方針を以下のとおりいたします。

他の地域密着型サービス事業所と併設（同一敷地内や隣接している敷地に所在する場合を含む。）している場合であって、出席する地域住民の代表者が共通している場合においては、1つの運営推進会議等において、それぞれの事業所の評価を行うことで差し支えない。

運営推進会議等の効率化や事業所間のネットワーク形成の観点から、自事業所と併設以外の同一日常生活圏域内の複数の事業所との合同開催（以下「複数事業所との合同開催」という。以下同じ。）によりそれぞれの事業所の評価を行う場合であっても、運営推進会議等の構成員は自事業所が所在する地域の住民の代表者を選任すること。

複数事業所との合同開催とする場合は、事業所所在地以外の地域住民の代表者が運営推進会議等に出席することもあるため、出席者の負担軽減と自事業所の運営状況等の評価を行う観点から、それぞれの事業所で交互に開催する等の配慮を行うこと。

複数事業所との合同開催とする回数は、1年度に開催すべき回数の半数を超えないこと。（地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護を除く。）

利用者及び利用者家族については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。

議事録はそれぞれの事業所ごとで作成し、保存するとともに公表すること。
下関市役所介護保険課への議事録の提出が必要となる場合は、それぞれの事業所ごとに行うこと。

介護・医療連携推進会議を含めて合同開催する場合には、介護と医療の連携を図ることを目的とした会議であることを鑑み、地域における介護及び医療に関する課題について関係者に十分な情報共有を行うよう留意すること。外部評価を行う運営推進会議等は、単独で開催すること。事業所内が狭隘なため、会議を開催する十分なスペースが事業所内に確保できず、利用者のサービス提供の妨げになる場合は、事業所が所在する日常生活圏域内の公民館などの公共施設等の別の施設で開催することで差し支えない。(地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護のみ。)

2. 運営推進会議等の開催等比較表について

各サービスの運営推進会議等に係る遵守すべき基準等(概要)を次ページのとおり掲載しますので、今一度点検をお願いします。

なお、定期巡回・随時対応型訪問介護看護につきましては、介護・医療連携推進会議の開催頻度が、「おおむね6月に1回以上」に改正されておりますので、御留意ください。

運営推進会議等の開催等比較表

サービス種別	地域密着型 通所介護	認知症対応型 通所介護	小規模多機能型 居宅介護	認知症対応型 共同生活介護 (グループホーム)	地域密着型 介護老人福祉施設 (地域密着型特養)	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 介護・医療連携推進会議
市条例() 解釈通知()	第60条の17 第3の2の3(9)	第60条の17 第3の2の3(9)	第60条の17を準用	第40条 第3の4の(26)		
設置趣旨	活動状況()を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けるため、事業所が自ら設置する					
会議目的	提供しているサービス内容を明らかにすることにより、事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的とする					
会議構成員	利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該指定事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、当該サービスについて知見を有する者等					
開催頻度	概ね6月に1回以上	概ね6月に1回以上	概ね2月に1回以上	概ね2月に1回以上	概ね2月に1回以上	概ね6月に1回以上
自己評価及び 外部評価 / 頻度()	無	無	運営推進会議による 評価 / 年1回以上 ()	NPO法人やまぐち介護 サービス評価調査ネット ワークによる 評価 / 年1回以上()	無	介護・医療連携推進会議による評価 / 年1回以上()
議事録の市への提出 ()	無	無	有	有	無	有

< 留意事項 >

- 下関市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準等を定める条例
- 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について
- 小規模多機能型居宅介護においては、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」を報告します。
- 評価結果は、利用者及び家族へ提供するとともに、公表します。
- 評価結果の公表のため、市へ電子データを提出してください。
- 要件を満たす場合、手続きの上、受審頻度を2年に1回(うち1回は自己評価のみ行う)とすることができます。
- 議事録は、市の提出が不要の場合でも、掲示等により公表しなければなりません。

17. 介護保険事故報告について

平成29年度報告集計（平成29年4月1日～平成30年3月31日受付分）

(1) 報告件数 523件

(2) サービス種別

サービス種別	H28件数	H29件数	構成比	対前年増減率
訪問介護	6	3	0.57%	-50.00%
訪問入浴	0	1	0.19%	
訪問リハビリテーション	1	1	0.19%	0.00%
(地域密着型)通所介護	47	52	9.94%	10.64%
通所リハビリテーション	10	8	1.53%	-20.00%
短期入所生活介護	39	58	11.09%	48.72%
短期入所療養介護	3	1	0.19%	-66.67%
特定施設入居者生活介護	28	27	5.16%	-3.57%
福祉用具貸与	0	1	0.19%	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2	2	0.38%	0.00%
認知症対応型通所介護	0	1	0.19%	
小規模多機能型居宅介護	19	44	8.41%	131.58%
認知症対応型共同生活介護	58	85	16.25%	46.55%
(地域密着型)介護老人福祉施設	135	138	26.39%	2.22%
介護老人保健施設	35	81	15.49%	131.43%
介護療養型医療施設	40	20	3.82%	-50.00%
合計	423	523	100.00%	23.64%

(3) 損害賠償の有無

損害賠償の有無	件数	構成比
有	31	(5.93%)
無	492	(94.07%)
合計	523	(100.00%)

(4) 利用者の性別

性別	人数	構成比
男	104	(19.89%)
女	417	(79.73%)
不明	2	(0.38%)
合計	523	(100.00%)

(5) 利用者の年齢

年齢	人数	構成比
70歳未満	11	(2.10%)
70～75歳未満	17	(3.25%)
75～80歳未満	41	(7.84%)
80～85歳未満	110	(21.03%)
85～90歳未満	158	(30.21%)
90～95歳未満	131	(25.05%)
95～100歳未満	40	(7.65%)
100歳以上	13	(2.49%)
不明	2	(0.38%)
合計	523	(100.00%)

(6) 事故の原因

原因	件数	構成比
薬の管理にかかる不備	245	(46.85%)
転倒	147	(28.11%)
転落	15	(2.87%)
送迎中の事故	10	(1.91%)
誤嚥	5	(0.96%)
その他	24	(4.59%)
不明	77	(14.72%)
合計	523	(100.00%)

(7) 事故の内容

内容	件数	構成比
誤薬	245	(46.85%)
骨折	199	(38.05%)
死亡	11	(2.10%)
離設	10	(1.91%)
その他	58	(11.09%)
合計	523	(100.00%)

(8) 事故の場所

場所	件数	構成比
共有スペース(談話室、食堂等含む)	228	(43.59%)
入所施設の居室(療養室、病室等含む)	156	(29.83%)
屋外(離設・車輦事故含む)	25	(4.78%)
トイレ(洗面所含む)	15	(2.87%)
廊下	12	(2.29%)
浴室(脱衣所含む)	10	(1.91%)
利用者の自宅	9	(1.72%)
その他(階段、玄関、不明等含む)	68	(13.00%)
合計	523	(100.00%)

誤薬事故について

誤薬事故の多くは、与薬にかかわる一連の従業者の手順ミス、思い込み、確認不足が原因となっています。また、再発防止策を講じたにもかかわらず、類似の事故が続く事例も少なくありません。

各事業所で定めるマニュアルが、現在の運営体制に沿うものであり、かつ、適正に機能するものか見直したうえで、事業所内での周知を徹底されますようお願いいたします。

18. 事故報告に係る留意事項について

事故報告の範囲については、次頁をご覧ください。

(1) 事故報告の対象となる死亡、重体、重傷について

死亡、重体、重傷（骨折、または1週間程度以上の入院を要するもの）については、「原因が利用者に対するサービス提供に起因するもの。または、その可能性があるもの（原因不明を含む。）」を事故報告の対象としております。

「利用者に対するサービス提供に起因するもの」とは、従業者が直接利用者にサービスの提供を行っている場合に発生した事故のみを指すものではありません。サービス提供時間帯に発生した事故全てを含みます。

(2) 事故報告の対象となる重傷（骨折）について

骨折については、「原因が利用者に対するサービス提供に起因するもの。または、その可能性があるもの（原因不明を含む。）」であれば、その程度を問わず、事故報告の対象となります。いわゆる「ひび」も骨折に含まれますので、事故報告の対象となります。

また、骨粗しょう症などの病的骨折であっても、再発防止に向けた検討が必要であることは外傷性骨折と同様であることから、事故報告の対象となります。

(3) 事故報告の対象となる徘徊、行方不明、離設について

事業所・施設からの徘徊、行方不明、離設が生じた場合（利用者が見つからずに外部から協力を得た場合）は、利用者の認知症の有無に関わらず、事故報告の対象となります。

(4) 誤薬に係る事故報告の取扱いについて

誤薬に係る事故報告の取扱いに係る留意事項（次々頁）を、平成27年12月2日付けで、下関市ホームページに掲載しています。

誤薬に係る事故報告について、報告漏れが散見されます。遺漏なく対応いただきますようお願いいたします。

(5) 損害賠償の有無について

事故報告時点で損害賠償が「検討中」となっている事故については、損害

賠償の有無が確定した後、速やかに結果を報告してください（口頭可）。

（6）事故報告後の状況の変化

事故報告後、報告内容から状況が変わった場合^{（注）}には、速やかに報告してください。

報告は口頭で結構ですが、内容によっては、書面による追加報告を求める場合がありますので、その際には、本市の指示に沿った対応をお願いします。

（注）例：利用者が転倒し、骨折したとして報告していたが、その後、当該転倒が原因で利用者が死亡した場合。

事故報告の範囲

死亡	・原因が利用者に対するサービス提供に起因するもの。 または、その可能性があるもの（原因不明を含む。）。
重体	・原因が利用者に対するサービス提供に起因するもの。 または、その可能性があるもの（原因不明を含む。）。
重傷	・骨折、または1週間程度以上の入院を要するもの。 ・原因が利用者に対するサービス提供に起因するもの。 または、その可能性があるもの（原因不明を含む。）。
徘徊、行方不明、離脱	・利用者が見つからずに外部から協力を得た場合。
誤薬	・時間や量の誤り、与薬漏れ等も含む。 ・服薬に関するもののみならず、配薬に関するものも含む。 ・薬の種類は問わない。
職員（従業者）による利用者送迎時の交通事故	・利用者に対するサービス提供に支障が生じた場合。 ・事業者が送迎を委託している場合は、委託先の職員（従業者）が送迎時に交通事故を発生させた場合を含む。
職員（従業者）の法令違反・不祥事等	・利用者の処遇に影響があるもの。 例：利用者からの預り金の横領、個人情報の紛失 ・事業者が業務の一部を委託している場合は、委託先の職員（従業者）が当該業務に関して行った法令違反・不祥事等を含む。
その他、事業者が必要と判断した場合	

感染症胃腸炎及びインフルエンザの発生に関しては別途報告が必要な場合があります。

平成27年12月 2日

下関市福祉部介護保険課

下関市福祉部長寿支援課

誤薬に係る事故報告の取扱いについて（留意事項）

1．事故報告の対象となる誤薬とは？

（1）基本的な考え方

服薬介助に関し、事業所従業員の行為に瑕疵がある場合が、事故報告の対象となります（例：本来服薬すべき時間を忘れて与薬を行っていなかった場合、誤った種類や数の薬を利用者に与薬した場合）。利用者に対する個別のケア手順に沿っているかなどを踏まえ、適宜事業所にて判断してください。

（2）医師が「服用しなくても問題なし」と判断している場合

医師がその薬を「服用しなくても問題なし」と判断している場合については、事前にそのような指示を受け、個別のケア手順として整理されているのであれば事故報告の対象外ですが、事後確認であれば、個別のケア手順に沿っていないため、報告が必要です。

（3）利用者の身体への影響との関係

上記に係る誤薬があれば、利用者の身体への影響の有無に関係なく、事故報告の対象となります。

2．事故報告に求められる内容

次頁に、誤薬に係る事故報告書に記載すべき内容のうち、主なものを例示いたしますので、事故報告を行う際の参考としてください。

誤薬に係る事故報告書に記載すべき主な内容

〔例1〕与薬漏れ（薬の飲ませ忘れ）

1	薬の種類（名称、効能）
2	いつ、なぜ、事故に気づいたのか？（事故の発覚が遅れた場合は特に重要）
3	その後服薬したのか？または、どのような対応を取ったのか？
4	家族へ報告したのか？
5	医師等へ指示を仰いだか？仰いだ場合は指示の内容。仰がない場合は仰がない根拠（誰がなぜ仰がないと判断したのか？）
6	従業者は手順どおりにケアを行っていたか？原因に従業者がマニュアルに沿った行動を取らなかった点はなかったか？
7	再発防止策で記載した内容がマニュアルの内容を記載したものとはなっていないか？再発防止の内容はいままでの手順とどのように異なるのか？
8	事故後の利用者の状態像に変化はないか？

〔例2〕与薬相手の誤り（Aに誤ってBの薬を飲ませた場合）

1	Aに飲ませた薬の種類（名称、効能）
2	Aが飲むべきであった薬の種類（名称、効能）
3	いつ、なぜ、事故に気づいたのか？（事故の発覚が遅れた場合は特に重要）
4	Aはその後本来の薬を飲んだのか？または、どのような対応を取ったのか？
5	Bはその後本来の薬を飲んだのか？または、どのような対応を取ったのか？
6	Aが服薬したBの薬は事業者が弁償するのか？
7	家族へ報告したのか（A・B共に）？
8	医師等へ指示を仰いだか？仰いだ場合は指示の内容。仰がない場合は仰がない根拠（誰がなぜ仰がないと判断したのか？）
9	従業者は手順どおりにケアを行っていたか？原因に従業者がマニュアルに沿った行動を取らなかった点はなかったか？
10	再発防止策で記載した内容がマニュアルの内容を記載したものとはなっていないか？再発防止の内容はいままでの手順とどのように異なるのか？
11	事故後の利用者の状態像に変化はないか？

Bに対する事故（与薬漏れ）にも該当する場合、A、Bそれぞれに係る事故報告が必要。

〔例3〕与薬すべき時期の誤り（複数回分の薬を一度に飲ませた場合、昼の薬を朝に飲ませた場合、別の頓服薬と誤って与薬した場合など）

1	薬の種類（名称、効能）
2	いつ、なぜ、事故に気づいたのか？（事故の発覚が遅れた場合は特に重要）
3	その後服薬したのか？または、どのような対応を取ったのか？
4	飲ませた薬を本来服薬すべきだった時期には、どのような対応を取ったのか？（定期薬の場合）
5	家族へ報告したのか？
6	医師等へ指示を仰いだか？仰いだ場合は指示の内容。仰がない場合は仰がない根拠（誰がなぜ仰がないと判断したのか？）
7	従業者は手順どおりにケアを行っていたか？原因に従業者がマニュアルに沿った行動を取らなかった点はなかったか？
8	再発防止策で記載した内容がマニュアルの内容を記載したものとはなっていないか？再発防止の内容はいままでの手順とどのように異なるのか？
9	事故後の利用者の状態像に変化はないか？

担当者名簿

介護保険サービス事業者の指定・指導・事業運営に係る相談対応等の業務は、
下関市福祉部介護保険課事業者係（下関商工会館4階）にて行っています。

サービス及び相談票・協議書別の担当者名は以下のとおりです（平成30年
7月時点）。

下関市福祉部介護保険課事業者係 担当者名簿

下関市福祉部介護保険課事業者係

〒750-0006 下関市南部町21番19号 下関商工会館4階

T e l 083-231-1371

F a x 083-231-2743

サービス名	介護 予防	担 当 者					
		職 名	職 名	職 名	職 名		
		係長	河村				
訪問介護		主任	徳賀	主事	廣川		
訪問入浴介護		主任	徳賀	主事	廣川		
訪問看護		主任	難波				
訪問リハビリテーション		主任	八木	主任主事	石本	主事	福井
居宅療養管理指導		主任	若山	介護支援専門員	新宅		
通所介護		主任	八木	主任主事	石本	主事	福井
通所リハビリテーション		主任	八木	主任主事	石本	主事	福井
短期入所生活介護		主任	難波				
短期入所療養介護 (老健) (病院・診療所)		主任	日田				
		主任	高須賀				
特定施設入居者生活介護		主事	廣川	主任	徳賀		
福祉用具貸与		介護支援専門員	新宅	主任	若山		
特定福祉用具販売		介護支援専門員	新宅	主任	若山		
居宅介護支援		主任	若山	介護支援専門員	新宅		
介護老人福祉施設		主任	難波				
介護老人保健施設		主任	日田				
介護療養型医療施設		主任	高須賀				
介護医療院		主任	高須賀				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護		主任	徳賀	主事	廣川		
夜間対応型訪問介護		主任	徳賀	主事	廣川		
地域密着型通所介護		主任	八木	主任主事	石本	主事	福井
認知症対応型通所介護		主任	八木	主任主事	石本	主事	福井
小規模多機能型居宅介護		主任	高須賀				
認知症対応型共同生活介護		主任	日田				
地域密着型特定施設入居者生活介護		主事	廣川	主任	徳賀		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		主任	難波				
複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）		主任	高須賀				
介護予防支援		主任	若山	介護支援専門員	新宅		

相談票・協議書名	担当者			
	職 名	職 名	職 名	職 名
同居家族等がいる場合の生活援助の算定	主任	徳賀	主事	廣川
認定の有効期間の半数を超えて利用する短期入所	主任	難波		
軽度者に対する福祉用具貸与	介護支援専門員	新宅	主任	若山

利用者負担割合の変更について【介護保険課給付係】



平成30年8月から 現役並みの所得のある方は、 介護サービスを利用した時の 負担割合が3割になります

介護サービスを利用する場合には、費用の一定割合を利用者の方にご負担いただくことが必要です。

この利用者負担割合について、これまでは1割又は一定以上の所得のある方は2割とじていましたが、平成30年8月から65歳以上の方（第1号被保険者）であって、現役並みの所得^{※1}のある方には費用の3割をご負担いただくこととなります。

Q どうして見直しを行ったのですか。

A 介護保険制度を今後も持続可能なものとし、世代内・世代間の負担の公平、負担能力に応じた負担を求める観点から、負担能力のある方についてはご負担をお願いするため、見直しを行うこととしたものです。

Q 3割負担になるのはどういう人ですか？

A 65歳以上の方で、合計所得金額^{※2}が220万円以上の方です。

ただし、合計所得金額^{※2}が220万円以上であっても、世帯の65歳以上の方の「年金収入とその他の合計所得金額^{※3}」の合計が単身で340万円、2人以上の世帯で463万円未満の場合は2割負担又は1割負担になります。

※1 高齢者医療においては、若年世代と同程度の所得がある方について、窓口負担を3割としています。介護保険についてもこの所得区分を踏まえて基準を設定しています。

※2 「合計所得金額」とは、収入から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額をいいます。また、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除を控除した額で計算されます。

※3 「その他の合計所得金額」とは、※2の合計所得金額から、年金の雑所得を除いた所得金額をいいます。

利用者負担の判定の流れ

65歳以上の方

- 本人の合計所得金額が220万円以上
 - 年金収入+その他の合計所得金額の合計額が単身世帯で340万円以上、または2人以上世帯で463万円以上 → 3割負担
 - 年金収入+その他の合計所得金額の合計額が単身世帯で280万円以上340万円未満、または2人以上世帯で346万円以上463万円未満 → 2割負担
- 本人の合計所得金額が160万円以上220万円未満
 - 年金収入+その他の合計所得金額の合計額が単身世帯で280万円以上、または2人以上世帯で346万円以上 → 2割負担
 - 年金収入+その他の合計所得金額の合計額が単身世帯で280万円未満、または2人以上世帯で346万円未満 → 1割負担
- 本人の合計所得金額が160万円未満 → 1割負担

※第2号被保険者(40歳以上65歳未満の方)、市区町村民税非課税の方、生活保護受給者は上記にかかわらず1割負担

Q いつから3割になるのですか？
A 平成30年8月1日以降に介護サービスをご利用されたときからです。

Q 2割負担から3割負担になった人は、全員月々の負担が1.5倍になるのですか？
A 月々の利用者負担額には上限があり、上限を超えて支払った分は高額介護サービス費が支給されますので、全ての方の負担が1.5倍になるわけではありません。

Q 1割負担の基準は変わるのですか？
A 今般の見直しは、現役並みの所得のある方の負担割合を3割とするものですので、1割負担の基準は変わりません。

Q どうやって自分の負担割合を知ることができるのですか？
A 要介護・要支援認定を受けた方は、毎年6～7月頃に、どの負担割合の方も、市区町村から負担割合が記された証(負担割合証)が交付されます。ご自身の負担割合証の「利用者負担の割合」の欄(右図)をご確認ください。

この負担割合証を介護保険被保険者証と一緒に保管し、介護サービスを利用するときは、必ず2枚一緒にサービス事業者や施設にご提出ください。

介護保険負担割合証	
交付年月日 年 月 日	
番号	
住所	
フリガナ	
氏名	
生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日 性別 男・女
利用者負担の割合	適用期間
割	開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日
割	開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	

※負担割合証はイメージです。

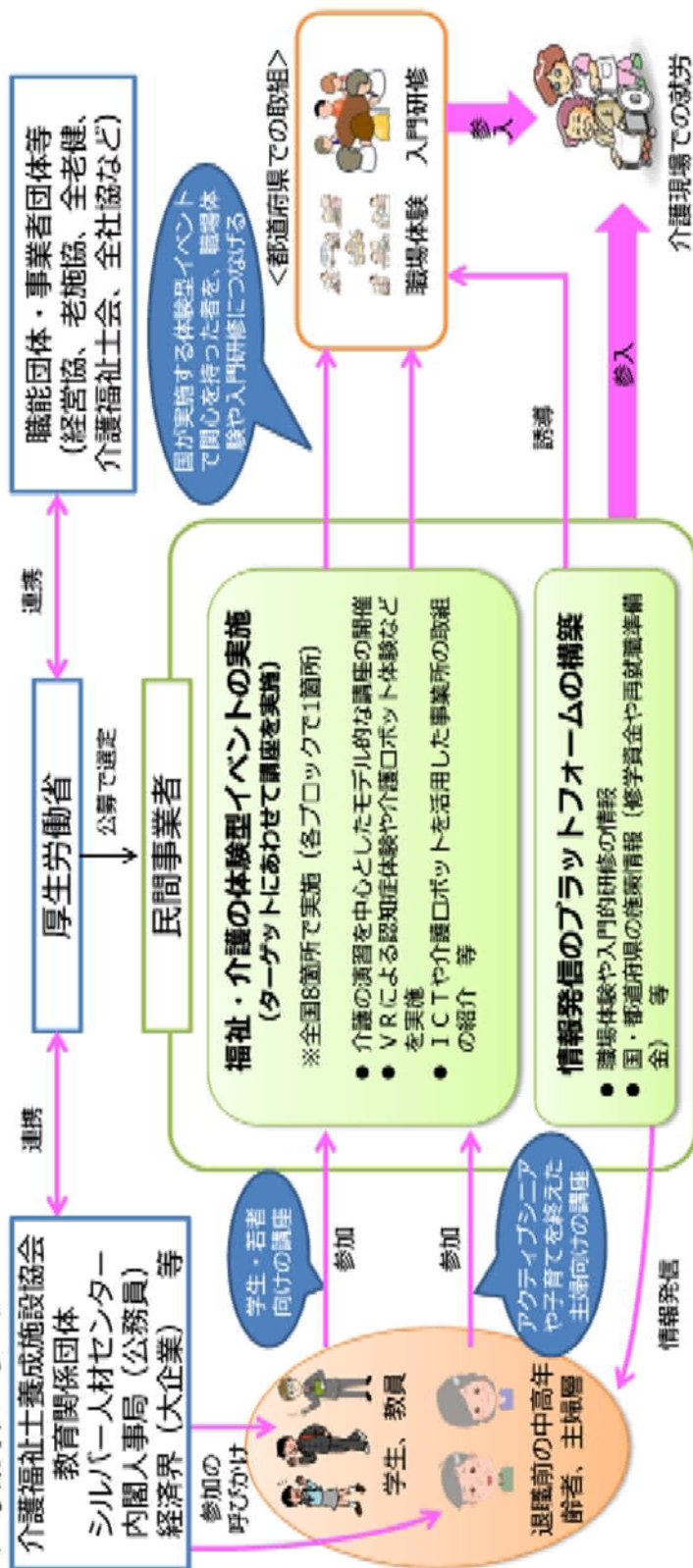
介護職のイメージ刷新等による人材確保対策強化事業について

平成30年度予算額：2.3億円

介護職のイメージ刷新等による人材確保対策強化事業について

- 福祉系高校・福祉系大学等の学生や教員、働く意欲のあるアクティブシニア等を主なターゲットとし、介護関係の養成団体や事業者団体、職能団体などの多様な関係団体と連携しつつ、福祉・介護の体験型イベントを全国で開催するとともに、職場体験等の情報発信のためのプラットフォームを構築する。
- イベントでは、各都道府県が取り組む上で参考となる演習を中心としたモデル的な講座を開催し、さらにVR等を活用した福祉・介護体験、ICTや介護ロボットの活用事例の紹介など、最新の介護現場を正しく知る機会とする。
- また、情報発信のためのプラットフォームでは、国の施策の周知や各都道府県で実施している職場体験・入職研修の情報、就職フェアの開催情報、発信力のある若手職員やセカンドキャリアとして働いている職員からのメッセージなども発信し、介護現場で働くイメージを高めつつ、介護現場での就労につながる内容とする。
- 国が開催するイベントへの参加者を都道府県が実施する職場体験や入職研修につなげることで、国の取組と都道府県の取組を一体的に行い、人材の確保を推進していく。

＜事業イメージ＞



平成30年度介護報酬改定を踏まえた介護予防・日常生活支援総合事業において国が定める単価の見直しについて【長寿支援課】

1. 訪問型サービス

訪問型サービスの生活機能向上連携加算について、自立支援・重度化防止に資する介護を推進するため、リハビリテーションを実施している医療提供施設のリハビリテーション専門職や医師が訪問して行う場合についても評価するとともに、評価を充実する（生活機能向上連携加算（ ））。

加えて、リハビリテーション専門職等が利用者宅を訪問することが難しい場合においても、自立支援・重度化防止に資する介護を推進するため、

- ・外部の介護予防通所リハ事業所等のリハビリテーション専門職等からの助言（アセスメント・カンファレンス）を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で、個別サービス計画を作成すること
- ・当該リハビリテーション専門職等は、介護予防通所リハ等のサービス提供の場において、又はICTを活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で助言を行うことを定期的に行うことを評価する（生活機能向上連携加算（ ））。

< 現行 >

生活機能向上連携加算 100 単位 / 月

< 改定後 >

生活機能向上連携加算()100 単位 / 月(新設)
生活機能向上連携加算()200 単位 / 月

同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬について建物の範囲等を見直すとともに、一定の要件を満たす場合の減算幅を見直す。

< 現行 >

減算等の内容	算定要件
10%減算	事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る) に居住する者 上記以外の範囲に所在する建物(建物の定義は同上) に居住するもの (当該建物に居住する利用者の人数が 1 月あたり 20 人以上の場合)

< 改定後 >

減算等の内容	算定要件
10%減算	事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者 上記以外の範囲に所在する建物(建物の定義は同上) に居住する者 (当該建物に居住する利用者の人数が 1 月あたり 20 人以上の場合) 15%減算の創設、区分支給限度基準額の対象外化については事業所への適用は行わない。

訪問介護において創設される生活援助中心型研修の修了者について、総合事業の訪問型サービスにおいても従事することを可能とする。

サービス提供責任者の役割や任用要件等について以下の見直しを行う。

ア サービス提供責任者のうち、初任者研修課程修了者及び旧2級課程修了者は任用要件から廃止する。ただし、現に従事している者については1年間の経過措置を設ける。

また、初任者研修課程修了者又は旧2級課程修了者であるサービス提供責任者を配置している場合に係る減算についても、上記に合わせて、平成30年度は現に従事している者に限定し、平成31年度以降は廃止する。

イ 訪問型サービスの現場での利用者の口腔に関する問題や服薬状況等に係る気付きをサービス提供責任者から地域包括支援センター等のサービス関係者に情報共有することについて、サービス提供責任者の責務として明確化する。

ウ 訪問型サービス事業者は、地域包括支援センターの介護予防ケアマネジメント実施者に対して、自身の事業所のサービス利用に係る不当な働きかけを行ってはならない旨を明確化する。

2. 通所型サービス

外部の介護予防通所リハ事業所等のリハビリテーション専門職や医師が通所型サービス事業所等を訪問し、共同でアセスメントを行い、個別機能訓練計画等を作成することを評価する。

生活機能向上連携加算 200 単位 / 月 (新設)

運動機能向上加算を算定している場合は 100 単位 / 月

機能訓練指導員の確保を促進し、利用者の心身の機能の維持を促進する観点から、機能訓練指導員の対象資格()に一定の実務経験を有するはり師、きゅう師を追加する。生活機能向上グループ活動加算、運動機能向上加算における機能訓練指導員の要件についても、同様の対応を行う。

一定の実務経験を有するはり師、きゅう師とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有する者とする。


理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師

栄養改善加算について、管理栄養士1名以上の配置が要件とされている現行の取り扱い

いを改め、外部の管理栄養士の実施でも算定を認めることとする。具体的には、当該事業所の職員として、又は外部（他の介護事業所・医療機関・栄養ケア・ステーション）との連携により管理栄養士を1名以上確保していること。

< 現行 >		< 改定後 >
栄養改善加算 150 単位 / 回		変更なし

管理栄養士以外の介護職員等でも実施可能な栄養スクリーニングを行い、介護予防ケアマネジメントの実施者等に栄養状態に係る情報を文書で共有した場合の評価を創設する。具体的には、サービス利用者に対し、利用開始時及び利用中6か月ごとに栄養状態について確認をおこない、当該利用者の栄養状態に係る情報（医師・歯科医師・管理栄養士等への相談提言を含む。）を介護予防ケアマネジメントの実施者等に文書で共有した場合に算定する。

< 現行 >		< 改定後 >
なし		栄養スクリーニング加算 5 単位 / 回（新設） 6 月に 1 回を限度とする

通所型サービスと訪問型サービスが併設されている場合で、利用者へのサービス提供に支障がない場合は、

- ・基準上両方のサービスに規定がある事務室については、共用が可能
- ・基準上規定がない玄関、廊下、階段などの設備についても、共用が可能

であることを明確にする。その際、併設サービスが訪問型サービスである場合に限らず、共用が認められない場合を除き、共用が可能であることを明確にすることとする。

（通知改正）

3 . 共通事項

介護職員処遇改善加算()及び()については、給付と同様の期日(別に厚生労働大臣が定める日)までの間に限り算定することとする。(訪問型サービス、通所型サービス)

施行日については平成30年10月1日施行予定。

介護予防・日常生活支援総合事業に係るQ & A【長寿支援課】

【介護予防ケアマネジメント】

Q1 介護予防ケアマネジメントマニュアルでは、
 P11には、基本チェックリストと同時に要介護・要支援認定を申請した場合であれば介護給付のサービスの利用を開始するまではサービス事業を利用できるとあるが、P12には、事業対象者が認定申請した場合は認定日の前日までしか事業対象者として取り扱えないようにも読み取れる。
 P11・P12に記載してある内容について解釈を示していただきたい。

(答) P12の2)の右の段は、参考に記載したものです。

基本チェックリストと同時(同日)に要介護・要支援認定を申請した場合、または、事業対象者が認定申請をした場合は、介護給付のサービスの利用を開始するまでは事業対象者としてサービス事業を利用できます。
 速やかに新たな認定でのサービス利用に繋いでください。

(参考) 介護予防ケアマネジメントマニュアルP12

2)「要介護」となった場合

介護申請日から認定日前日までのサービス費の支払い方法

利用サービス	費用請求区分	申請日に遡って要介護として取扱う場合	申請日から認定日の前日まで事業対象者として取扱う場合
介護保険サービスのみのみ	介護保険サービス費	介護給付	
	ケアマネジメント費		
介護保険サービスとサービス事業を併用	介護保険サービス費	介護給付	
	総合事業費(予防給付型) ケアマネジメント費		
サービス事業のみ	総合事業費(予防給付型)	介護給付	総合事業
	ケアマネジメント費		

Q2 事業対象者が介護認定申請して要支援1となり、総合事業のサービス事業のみを利用する場合は、ケアマネジメントはそのままで利用を継続できますか。

(答) 要支援認定されたら、速やかに介護予防サービス計画作成依頼届出書を介護保険課に提出してください。これまでと同じサービスのみの利用する場合

も、ケアプランの変更が必要です。

Q3 要支援者が、総合事業の訪問型サービスと居宅療養管理指導(歯科衛生士・上限額管理なし)を利用している場合は、介護予防ケアマネジメントとしての請求となりますか。

(答) 居宅療養管理指導は給付管理を行わない介護予防支援費の支給対象外サービスであるため、貴見のとおりです。このケースは予防給付との併用ですが、介護予防ケアマネジメントで請求することとなります。

Q4 事業対象者について、認定期間がなく、ケアプランの有効期間に合わせて計画を更新していくこととなるが、評価をし、ケアプランを作成しなおす際に、現行どおり、利用者基本情報を作成し、基本チェックリストを実施するのか。

また、ケアプランの左下の欄には、作成際に、チェックリストを実施した結果を記載するのか。

(答) 事業対象者の更新についても、ケアプラン作成時には、利用者基本情報、基本チェックリストを作成してください。ケアプランの左下の欄には、ケアプラン作成時の内容を記載してください。

Q5 事業対象者が、ケアプラン変更(更新)時に実施した基本チェックリストで「非該当」となった場合は、総合事業のサービス事業は利用できますか。

(答) 事業対象者が、ケアプラン変更(更新)時に実施した基本チェックリストで「非該当」となった場合は、総合事業の介護予防・生活支援サービス事業の対象外となり、利用はできません。

Q6 月途中で、事業対象者から要支援1のケアプランの変更をする場合の通所型サービス(予防給付型)について、5回/月の場合は、月額包括報酬の日割で請求するのか。

(答) 貴見のとおり、月額包括報酬の日割請求としてください。訪問型サービス(予防給付型)を利用して月額包括報酬になる場合も、同様の扱いとなります。

Q7 平成30年4月から、要介護更新認定の有効期間の上限が、従来の24か月から36か月に延長されましたが、総合事業の「ケアマネジメントA」のケアプラン作成における期間は、最長36か月となりますか。

(答) 総合事業のケアマネジメントAのケアプラン作成における期間は、最長36か月とします。(取扱いの開始時期 平成30年7月1日)
要支援者については、従来どおり要支援認定有効期間内に限ります。

**【生活保護法に基づく一般指導】生活保護法による指定介護機関の
皆様へ**

生活保護受給者が介護サービスを受ける場合には、担当ケースワーカーと事前に協議が必要となりますので、必ずご連絡をお願いします。

また、平成26年7月1日より生活保護法（以下「法」といい、改正前の法を「旧法」という。）が改正され、指定介護機関制度の見直しが行われました。いま一度、改正についてご確認ください。概要は以下のとおりです。

1. 指定の要件及び取消要件の明確化

(1) 指定の要件・・・欠格事項のいずれかに該当するときは指定してはならない。また、指定除外要件のいずれかに該当するときは、指定しないことができる。

(欠格事項の例)

- ・申請者又は管理者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ・申請者又は管理者が、指定介護機関の指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者であるとき。
- ・申請者又は管理者が、指定の取消しの処分に係る通知があった日から当該処分をする日までの間に指定の辞退の申出をした者で、当該申出の日から起算して5年を経過しない者であるとき。

(指定除外要件の例)

- ・被保護者の介護について、その内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて指導を受けたものであるとき。

(2) 指定の取消要件・・・法第51条第2項各号いずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

(取消要件の例)

- ・指定介護機関の申請者又は管理者が、禁錮以上の刑に処せられたとき。
- ・指定介護機関の介護報酬の請求に関し不正があったとき。
- ・指定介護機関が、不正の手段により指定介護機関の指定を受けたとき。

2. 介護保険法の指定又は開設許可があったときの指定介護機関のみなし指定

- (1) 介護機関について、介護保険法における指定又は許可があったときは、その介護機関は、法第54条の2第1項の指定を受けたものとみなされます。ただし、当該介護機関（地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を除く。）があらかじめ、別段の申出をしたときはこの限りではありません。

旧法の指定を受けている指定介護機関は施行日において法の規定による指定を受けたものとみなされます。

ただし、平成26年6月30日以前に介護保険法での指定を受けかつ法の指定を受けていない介護機関については、みなしの対象とはならず、法の指定を受けたいときは、申請が必要となります。

- (2) 法第54条の2第2項の規定により同条第1項の指定を受けたものとみなされた指定介護機関が、介護保険法の規定による事業の廃止があったとき、指定の取消しがあったとき、又は指定の効力が失われたとき（以下「事業の廃止等」という。）は、その指定の効力は失われます。

旧法の指定を受けている介護機関については、法第54条の2第1項のみなし指定を受けたものであるため、事業の廃止等においても、法による効力は失われません。ただし、当該指定介護機関が旧法第54条の2第2項の規定による指定を受けたもの（地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設）については、法第54条の2第2項の規定による指定を受けたものとみなされるため、事業の廃止等の場合法による指定の効力は失われます。

3. 不適切な事案等への対応の強化

- (1) 検査対象者の拡大
- (2) 不正利得の徴収金
- (3) 指定介護機関への指導体制の強化

今後とも、指定介護機関介護担当規程及び介護方針告示に従って、法による介護サービスを適切に提供していただくようお願いいたします。

下関市福祉事務所 生活支援課 給付係 (TEL083-231-1172 FAX083-231-1736)

下関市介護人材確保・空き家有効活用共同支援事業について

本市における喫緊の課題である、空き家の有効活用と介護人材不足の解消を図るため、建設部局（住宅政策課）と福祉部局（介護保険課）が連携のうえ、**宿舎整備支援事業及び介護人材確保支援事業**を実施します。

詳細はチラシ（次頁以降）をご覧ください。

1. 宿舎整備支援事業補助金

介護保険サービス事業者が、空き家を購入して従業員の宿舎として整備する際の改修に要する費用の一部を補助します。

【補助金の額】改修費の1/2、上限50万円/戸（最大500万円）

【募集期間】平成30年7月2日（月）～平成30年8月31日（金）

【募集件数】2件

2. 介護人材確保支援事業補助金

介護保険サービス事業者に対して、宿舎整備支援事業補助金を用いて整備した空き家に住まう従業員を確保するための、就職面接会等に要する費用の一部を補助します。

【補助金の額】経費の1/2、上限20万円

【募集件数】2件

応募方法は、宿舎整備支援事業補助金の補助対象者決定後に個別に連絡。

3. お問合せ先

(1) 事業全般に関すること、宿舎整備支援事業に関すること

下関市建設部住宅政策課住宅政策係

T e l : 0 8 3 - 2 3 1 - 1 9 4 1

F a x : 0 8 3 - 2 3 3 - 7 4 1 4

E-mail : ksjutaku@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

(2) 介護人材確保支援事業に関すること

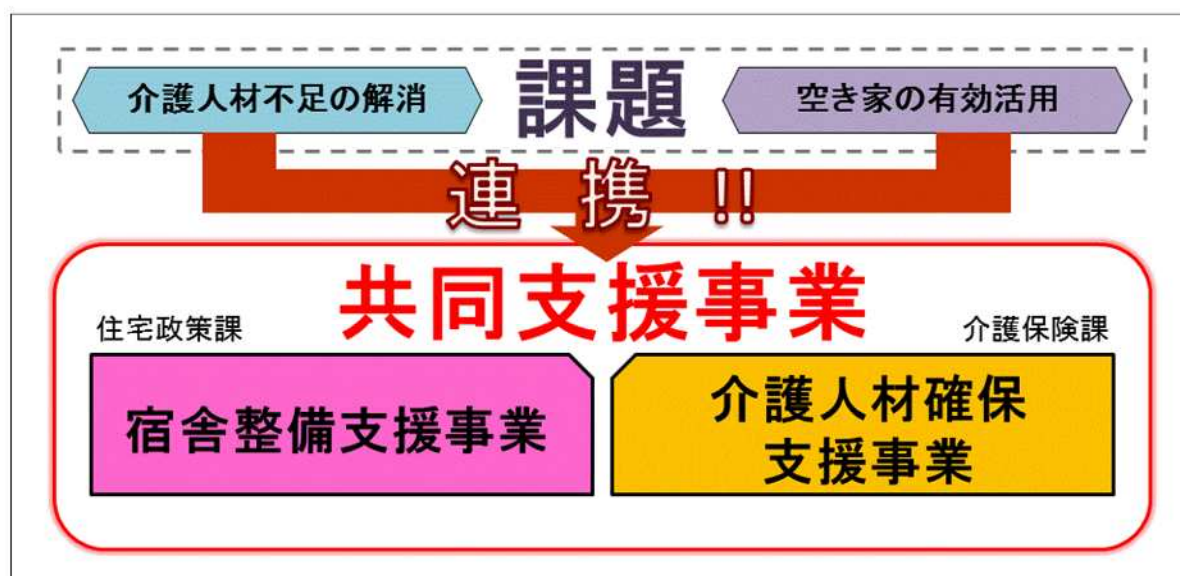
下関市福祉部介護保険課庶務係

T e l : 0 8 3 - 2 3 1 - 1 1 6 2

F a x : 0 8 3 - 2 2 8 - 6 1 9 8

E-mail : hfkaigoh@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

平成30年度 下関市介護人材確保・空き家有効活用 共同支援事業



空き家の有効活用と介護人材不足の解消を図るため、建設部局と福祉部局が連携のうえ、宿舎整備支援事業及び介護人材確保支援事業を実施します。

①宿舎整備支援事業補助金

空き家を購入して従業員の宿舎として整備する際の改修に要する費用の一部を補助します。

【補助金の額】改修費の1/2、上限50万円/戸（最大500万円）

【募集期間】平成30年7月2日（月）～平成30年8月31日（金）

※予算の範囲内において、追加募集を行う場合があります。

【募集件数】2件

※予算の範囲内において、補助件数を追加する場合があります。

②介護人材確保支援事業補助金

宿舎整備支援事業補助金を用いて整備した空き家に住まう従業員を確保するための、就職面接会等に要する費用の一部を補助します。

【補助金の額】経費の1/2、上限20万円

【募集件数】2件

※予算の範囲内において、補助件数を追加する場合があります。

お問合せ先

宿舎整備支援事業に関すること、事業全般に関すること

下関市建設部住宅政策課住宅政策係 Tel: 083-231-1941

介護人材確保支援事業に関すること

下関市福祉部介護保険課庶務係 Tel: 083-231-1162

宿舎整備支援事業補助金について（概要）

補助対象者

以下のすべてに該当する法人。

- ・下関市内に介護保険サービス事業所を有する介護保険サービス事業者
- ・下関市の市税の滞納がなく、暴力団との関係がない者
- ・市内事業所の従業者として、下関市外に居住する者が就業するよう努める者

補助の対象となる空き家

以下のすべてに該当する市内の空き家（長屋住宅及び共同住宅の各戸を含む。）

- ・申請者が平成30年4月1日以降に取得した空き家（事業完了までに取得する場合を含む。）
- ・所定の耐震性を有する空き家（昭和56年6月1日以後に新耐震基準で着工された空き家など。建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合させる工事を宿舎整備と同時に進行する場合を含む。）

整備した宿舎に居住できる者

申請者が運営する市内事業所の従業者及びその同居人。

ただし、法人本部で市内事業所に関する事務を行う事務員や、人事異動等により一時的に市内事業所の従業者でなくなった者などについては、居住が可能な場合があります。

補助対象事業

空き家を宿舎として改修するための工事。

現行の耐震基準に適合させる工事も対象になりますが、建物以外の部分の工事は対象になりません。

補助金の額

補助対象事業の経費に2分の1を乗じた額で、1戸あたり50万円、1事業者当たり500万円が限度。

募集期間

平成30年7月2日（月）～平成30年8月31日（金）

募集件数

2件

なお、応募者多数の場合は、宿舎の整備戸数が多い事業者を優先します。整備戸数が同数の場合は、整備床面積が広い事業者を優先します。

応募方法

上記募集期間中に、必要書類を下関市建設部住宅政策課まで持参によりご提出ください。

受付時間：8時30分～17時00分（土日祝祭日を除く。）

追加募集等

予算の範囲内において、追加募集や補助件数の追加を行う場合があります。

その他

- ・補助金交付決定後でなければ、補助対象事業（工事）の契約はできません。
- ・平成31年3月20日（水）までに補助対象事業の完了を市に報告しなければなりません。
- ・必要書類及び事業の詳細については、市ホームページにてご確認ください。

介護人材確保支援事業補助金について（概要）

補助対象者

宿舎整備支援事業補助金を用いて空き家を整備した（整備する）介護保険サービス事業者。

補助対象事業

宿舎整備支援事業補助金を用いて整備した空き家に住まう従業者を確保するための、下記の事業。

- ・就職・転職情報サイト等への求人情報掲載
- ・合同企業説明会等への参加
- ・採用のためのホームページ、動画、チラシ等の作成
- ・その他必要と認める事業

補助金の額

補助対象事業における所定の経費に2分の1を乗じた額で、1事業者当たり20万円が限度。

応募方法

宿舎整備支援事業補助金の補助対象者決定後（平成30年9月中旬以降）に個別に連絡します。

追加募集等

予算の範囲内において、追加募集や補助件数の追加を行う場合があります。

その他

- ・補助金交付決定後でなければ、補助対象事業の実施はできません。
- ・平成31年3月31日（日）までに補助対象事業の完了を市に報告しなければなりません。
- ・必要書類及び事業の詳細については、個別に連絡します。

山口県長寿社会課よりお知らせ

介護職員のキャリアアップのための支援（主なもの）

平成30年7月 山口県長寿社会課地域包括ケア推進班

認知症介護に関する研修

介護事業所の従事者が、認知症高齢者等の介護に関する実践的な知識及び技術を修得するための研修を行う。

研修名		対象	内容
指定実施機関	認知症介護基礎研修	新規に認知症介護に従事した者	認知症介護に関する基礎的な知識・技術と実践方法
	認知症介護実践研修	実践者研修	認知症の原因や容態に応じ本人や家族の生活の質の向上を図る対応や技術を修得
		実践リーダー研修	ケアチームにおける指導的立場として指導能力やチームマネジメント能力を修得

介護職員初任者研修受講料の助成（介護職員初任者研修支援事業）

介護事業所が、所属する初任段階の介護職員（介護関係の資格を有しない中途採用者や高校新卒採用者等）に「介護職員初任者研修」を受講させるために負担する受講料等に対し、支援を実施する。

申請者	事業者
助成対象	介護事業所が、所属する初任段階の介護職員（介護関係の資格を有しない中途採用者や高校新卒採用者等）を「介護職員初任者研修」に受講させるために負担する受講料等 ＜助成対象＞ 受講料、テキスト代、修了試験代、実習費等
	なお、助成対象となるのは、平成30年4月から平成31年2月末までに研修を修了した者に限る。
助成額	1人当たり5万円以内
助成人数	100名程度

研修の受講者募集、受講料の助成申請の詳細については、「かいごへるぷやまぐち」でお知らせします。

生活援助中心型に係る新研修について

平成30年4月から、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）に規定する介護員養成研修の課程として、現在の介護職員初任者研修課程に加え、新たに「生活援助従事者研修課程」が追加されました。

1 生活援助従事者研修課程の新設

訪問介護における生活援助中心型については、人材が不足する中で、必要な訪問介護を確保するために人材の裾野を拡げて担い手を確保しつつ、質を確保するため、生活援助中心型のサービスに従事するために必要な知識等に対応した研修（以下「生活援助従事者研修」という。）が新設されるものです。

2 生活援助従事者研修課程の科目、時間数

生活援助従事者研修の履修科目は、介護職員初任者研修のカリキュラムのうち生活援助に必要な内容を抽出したものとなります。

生活援助従事者研修課程の研修時間数

合計 59 時間（予定）

3 実施に必要な手続き等

介護職員初任者研修の実施に際しては、介護職員初任者研修事業者として県知事の指定を受ける必要があります。

新設される生活援助従事者研修の実施に必要な手続きについても、介護職員初任者研修の実施に必要な手続きと同様（県知事の指定が必要）となります。

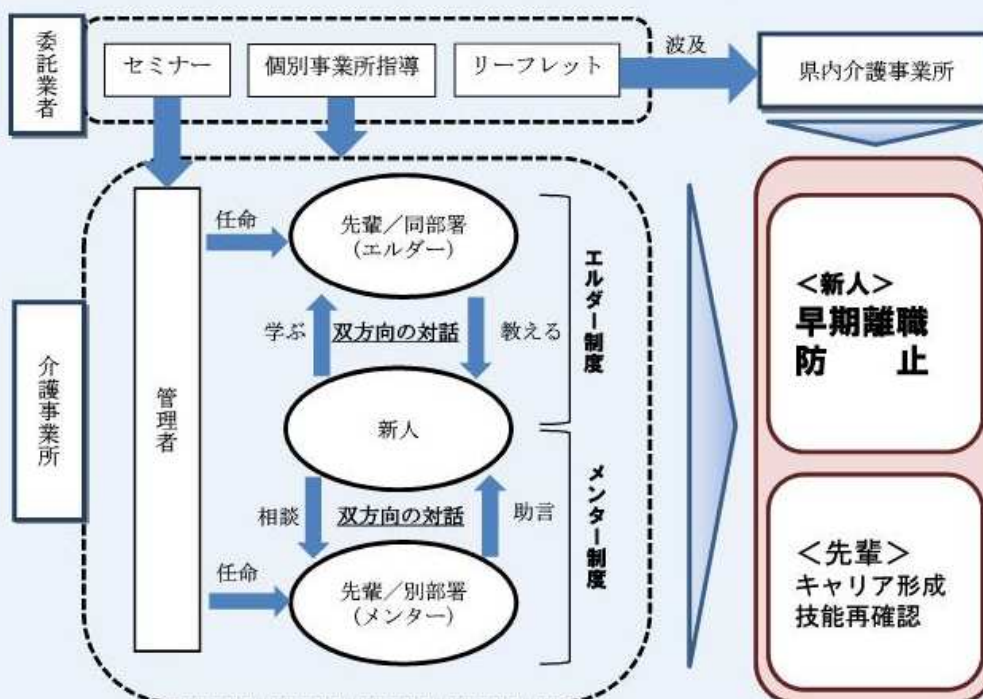
生活援助従事者研修の取扱開始に向け、現在、山口県介護職員初任者研修事業者指定要綱等の改正を準備しております。改正後は、山口県ホームページ等を通じてお知らせします。

平成30年度 セミナーのご案内【山口県委託事業】

県では、平成27年度より、「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」を実施しています。また、平成29年度より「介護職員エルダー・メンター制度導入支援事業」を実施することとしております。

セミナーの概要

- ◆ 管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業
介護現場における労働環境の改善や、イメージアップを目的とした事業
テーマ例) 労務管理と就業規則について
人事管理・職場復帰支援等について
メンタルヘルスケアの推進について
緊急事態に備えた危機管理体制の整備について
※テーマは、変更されることがあります。
- ◆ 介護職員エルダー・メンター制度導入支援事業
介護事業所の労働環境整備を促進するため、介護事業所に対して、新人職員育成制度（エルダー・メンター制度）に関する研修や導入支援を行うことで、新人職員の早期離職防止や介護職員のキャリア形成の機会を確保する。



◆事業の内容については、随時、以下のホームページに掲載予定です。

山口県介護保険情報総合ガイド

かいこへるぶやまぐち

かいこへるぶやまぐち

検索

URL: <http://www.kaigo.pref.yamaguchi.lg.jp/>

平成30年度 働きやすい介護職場づくり支援事業のご案内

職員の負担軽減を図りながら介護職員のキャリアアップの機会を確保するため、介護職員の研修受講に際し、事業者が研修代替職員の雇用（派遣を含む）を行う場合の費用の一部を助成します。

事業の主旨

介護分野における多様な人材確保と合わせ、職員の専門研修受講によるキャリアアップや資質向上を支援し、介護現場における処遇改善や社会的評価の向上を図る。

基本的な助成の流れ



イメージ

Aさんが研修に参加している期間は、人員が不足するため、Bさんを新たに雇用

代替職員の雇用形態

- ・ハローワーク等通じて新規に雇用された者
- ・派遣会社からの派遣
- ・平成30年度新規採用職員



研修例

- ・介護職員初任者研修、実務者研修
- ・ユニットケアリーダー研修
- ・身体拘束ゼロ推進員養成研修 など

▼ユニットケアリーダー研修を受講した場合

⇒ Aさん 研修期間 : 11月14日～11月25日 (12日間)
 Bさん 雇用期間 : 4月1日～(平成30年度新規採用職員)
 ⇒補助金額 9,382円/日 × 12日 × 1/2 ≒ 56,000円

◆事業の内容については、以下のホームページに掲載しています。

山口県介護保険情報総合ガイド
かいごへるぶやまぐち

かいごへるぶやまぐち

Q 検索

URL: <http://www.kaigo.pref.yamaguchi.lg.jp/>

下関労働基準監督署よりお知らせ

平成30年度 山口労働局委託事業
中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業

事業主、労務・経理担当者様のお悩み

働き方改革

相談・
コンサルタント派遣
無料

**秘密
厳守**

を支援
します！

こんな方にオススメ

生産性をあげて
**残業時間を
減らしたい...**

「働き方改革」に
対してどう対応
すればいいのが...

人手不足解消のために
**非正規社員の処遇
を改善したい**

ご都合に合わせた
相談方法が選べる！

労務管理・企業経営の専門家が
あなたのお悩みを解決します！

相談 ①ホームページ PC タブレット TEL
予約 ②電話 (平日9:00~17:00)

相談
方法

- ① サポートオフィス来所
- ② 電話・メール
- ③ 出張相談会
- ④ 企業訪問

働き方改革サポートオフィス山口

受付時間 平日9:00~17:00

〒754-0014 山口市小郡高砂町2-11 新山口ビル601号
mail yamaguchi-tyusyo@mb.langate.co.jp
fax 083-976-6556

<http://www.langate.co.jp/hatarakikata/>

相談・セミナー情報詳細は、
ホームページをご覧ください

山口働き方改革 ランゲート



検索



TEL:083-976-6227

サポートオフィスは 何をやるの？

働き方改革の実行に向けて、中小企業・小規模事業者等を中心に就業規則の作成方法、非正規雇用労働者の処遇改善、過重労働対策、賃金規定の見直し、労働関係助成金の活用等について働き方改革に取り組む事業主の皆様へ助言・提案などの相談支援を行います。

個別相談



サポートオフィス来所、電話、メールでの個別相談！

電話やメールフォームでも相談できるので、移動に時間を割くことなく好きなタイミングに相談が行えます。

※来所の場合はご予約が必要です。

商工会議所等での セミナー&出張相談



商工会議所等でのセミナー&出張相談！

月に数回、商工会議所や商工会などでセミナー & 個別相談を行います。セミナーでは、①時間外労働への対応、②人材不足解消の為に雇用管理改善、③非正規労働者の処遇改善などのテーマをご説明します。

派遣型専門家



ご希望の日時に専門家が企業に訪問！

お申込みのあった企業へ専門家が訪問して助言・提案の相談を行います。③ステップで課題に対して取組みます！

① 事前確認

- ①(1回目訪問) 実情を診断
- ②(2回目訪問:1ヶ月以内) 改善計画の提案
- ③(3回目訪問) 企業の取組状況の確認

ご相談内容に関する情報は厳守致します。



働き方改革サポートオフィス山口で行える相談内容

時間外労働の 上限規制への対応

労働時間制度の構築及び生産性向上による賃金引き上げに向けた支援などの相談

人材不足解消の為 の雇用管理改善

人材の確保、育成を目的とした雇用管理改善などによる人材不足対応に資する相談

非正規労働者の 処遇改善

「同一労働同一賃金ガイドライン案」等を参考とした非正規労働者処遇改善などの相談

個別相談・セミナー & 出張相談・企業訪問等の詳細は、
ホームページをご覧ください。

<http://www.langate.co.jp/hatarakikata/>

WEBは相談申込24時間可能！

個別相談の空き状況がリアルタイムで確認できます！

山口働き方改革 ランゲート

検索